第２期
南知多町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

南　知　多　町

はじめに

全国的には、少子高齢化や核家族化の進展、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもを取り巻く様々な環境の変化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。このような社会情勢の中で、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

こうした中、本町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援のニーズを反映した「南知多町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援施策を進めてきました。

また、令和元年度においては、学校や保育所の適正配置に向けた具体的な検討の取り組みも進めてきました。

このたび、「南知多町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行い、新たに「第２期南知多町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画では、第１期計画の基本理念“みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔”を継承し、妊娠・出産期から切れ目のない細やかな支援、子どもの貧困対策、子育てをされている家庭への支援等、各施策を引き続き継続していきます。

計画の推進にあたっては、南知多町の子どもたちが健やかに育つことができるよう、行政はもとより、家庭や地域等の皆さまにもご協力いただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆さまの一層のご理解とご支援をお願いいたします。

結びにあたり、この計画の策定にご尽力いただきました、「南知多町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」や「パブリックコメント」等に多くのご協力をいただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

令和２年３月

南知多町長　　石黒　和彦

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の背景 2
２　計画策定の趣旨 3
３　計画の位置づけ 4
４　計画の期間 4
５　計画の策定体制 5

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 6

１　南知多町の状況 7
２　アンケート調査結果からみえる現状 18
３　本町の子ども・子育て支援の現状のまとめ 29
４　第１期計画の事業の進捗評価 32
５　第２期計画策定に向けた課題 35

第３章　計画の基本理念、基本目標 39

１　基本理念 40
２　基本目標 41
３　施策の体系 43

第４章　施策の展開 44

１　基本目標１　子育て支援サービスの充実 45
２　基本目標２　母と子の健康づくり 47
３　基本目標３　保育・教育の環境づくり 49
４　基本目標４　子育てと仕事が両立できる環境づくり 50
５　基本目標５　社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供 51

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 52
１　教育・保育提供区域の設定 53
２　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 54
３　子どもの人口の見込み 57
４　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 58
５　地域子ども・子育て支援事業 62
６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 74

第６章　計画の推進に向けて 75
１　計画の推進 76
２　計画の進行管理 76
３　計画の達成状況の点検及び評価 76

資料編 78
１　南知多町子ども・子育て会議設置要綱 79
２　委員名簿 81
３　会議の開催日と審議内容 82
４　用語解説 83

第１章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年８月に『子ども・子育て支援法※』をはじめとする子ども・子育て関連３法※を成立させ、平成27年４月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度※』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年４月時点の全国の待機児童数は１万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和２年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年９月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本町においては、『子ども子育て支援法』に基づき平成27年3月に『南知多町子ども・子育て支援事業計画※』を策定しました。

このような中、平成22年度に策定した第６次南知多町総合計画では、将来イメージ「人と自然！　みんなの汗で光るまち」の実現に向けて、「住みよい暮らしを支えるまちづくり」、「快適で安全なまちづくり」、「いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり」、「活力をともに生みだすまちづくり」、「心豊かな人を育むまちづくり」、「住民と行政の協働※によるまちづくり」の６つの基本目標のもと、まちづくりの目標の一つとして「心豊かな人を育むまちづくり」を掲げ、子ども達が主体的に活動できる学校づくりと、生涯学習・生涯スポーツ・家庭教育力の充実に努めるとともに、町の伝統・文化の大切さを伝えることにより、南知多町に愛着と誇りの持てる次代を担う人材や、心豊かな人を育むまちづくりを目指します。

本町では、「みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔」を基本理念として、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、すべての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供しています。

この度、『南知多町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第２期南知多町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政期間などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、南知多町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

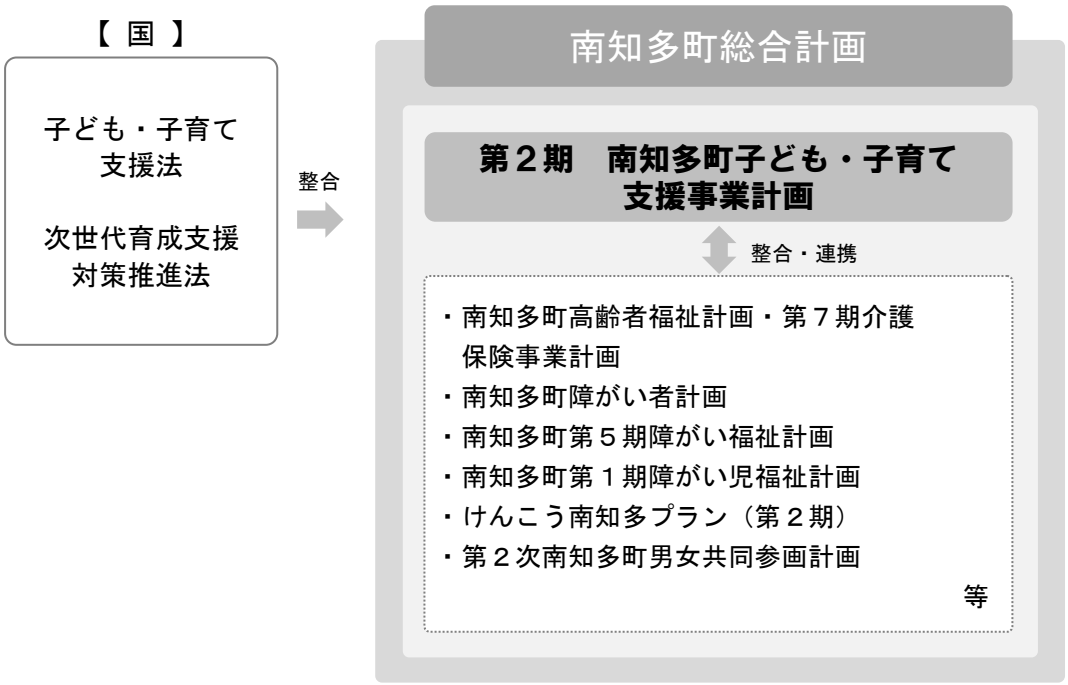

4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和２年度から５年間を１期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、５年ごとに策定するものとされていることから、令和２年度から令和６年度までを計画期間とします。

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
第２期　南知多町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

（１）住民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童（０～５歳）の保護者から 433 世帯、小学生児童（６～11 歳児）の保護者から 519 世帯、合計 952 世帯を抽出して実施しました。

② 調査期間

平成 30 年 12 月５日から平成 30 年 12 月 20 日

③ 調査方法

就学前児童：保育所を通じて配布・回収または郵送による配布・回収

小学生：郵送による配布・回収

④ 回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	433 通	361 通	83.4%
就学児童の保護者	519 通	278 通	53.6%

（２）南知多町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、学校・保育所関係者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「南知多町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

（３）パブリックコメントの実施

令和２年１月１５日～２９日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

1 南知多町の状況

（１）人口の状況

① 年齢３区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で17,865人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

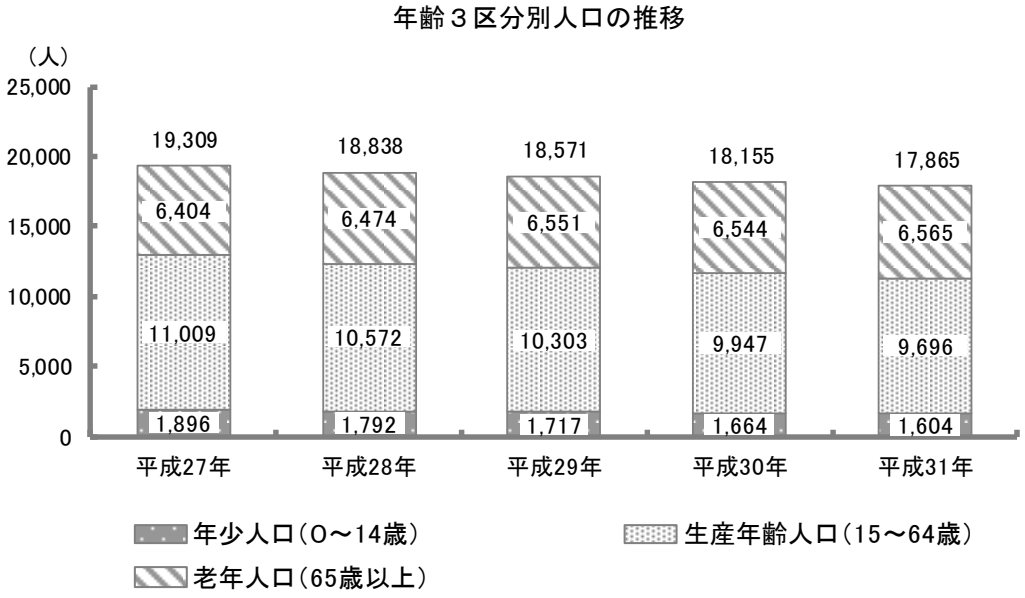

資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本町の０歳から５歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年４月現在で520人となっています。特に他の年齢に比べ、０歳の減少率が高くなっています。

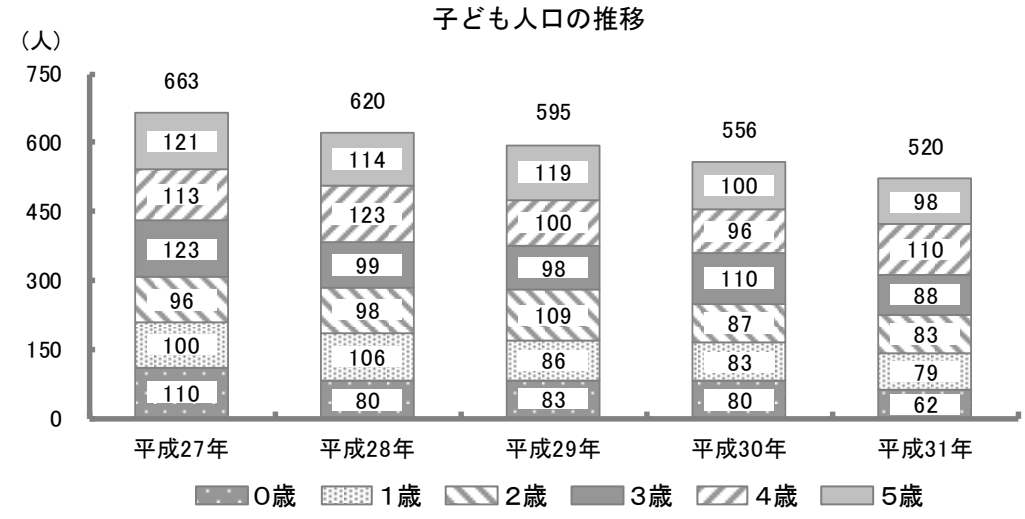

資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の６歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年４月現在で698人となっています。特に他の年齢に比べ、６歳と８歳の減少率が高くなっています。

子ども人口の推移

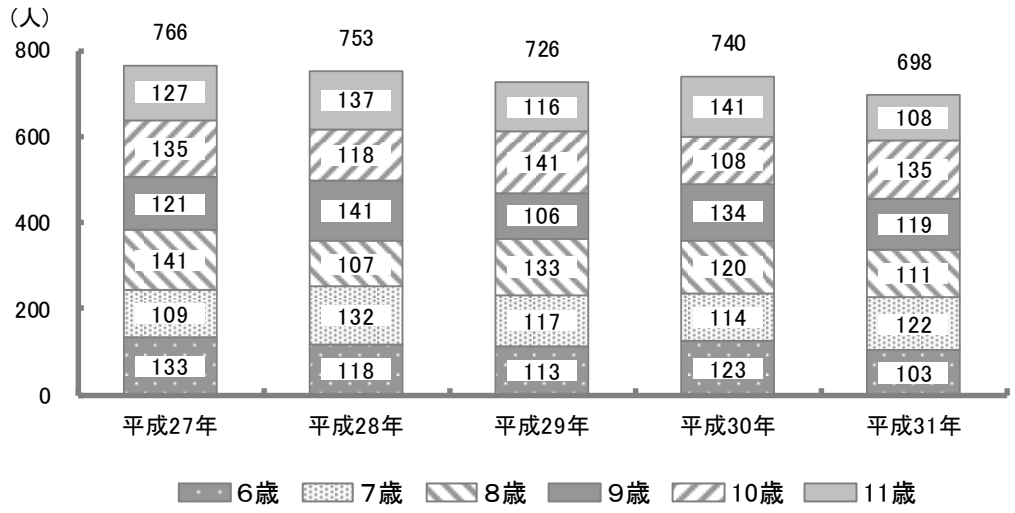

資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

（２）世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は増減しながら推移し、平成27年で3,606世帯となっています。また、一般世帯数、一般世帯に占める核家族世帯の割合共に増減しながら横ばいで推移しています。

世帯の状況

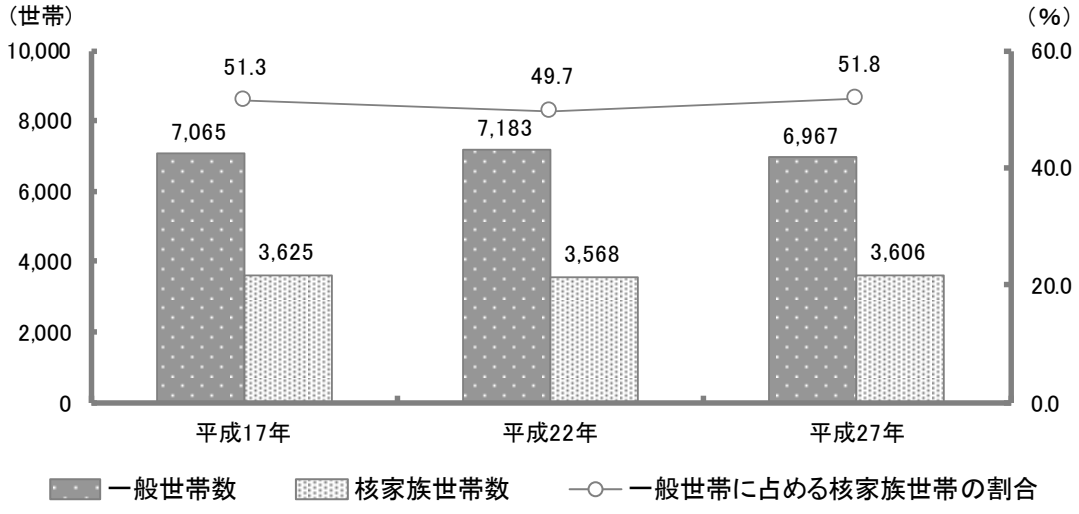

資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,281世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少し、核家族世帯の割合は増加しています。

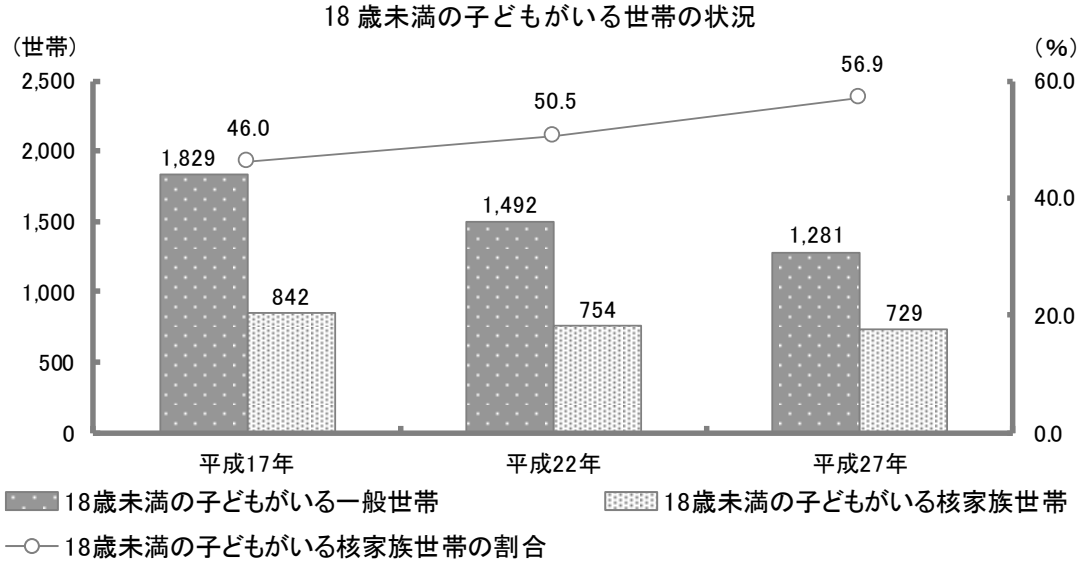

資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で453世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少し、核家族世帯の割合は増加しています。

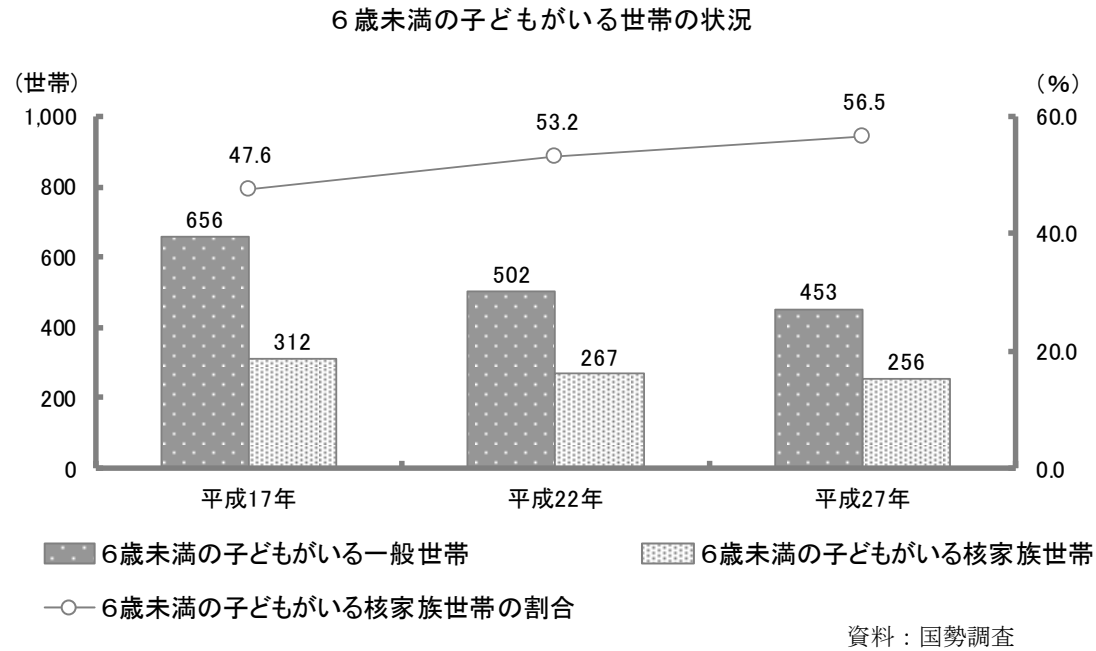

資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増減しており、平成27年で65世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は５世帯で推移しています。

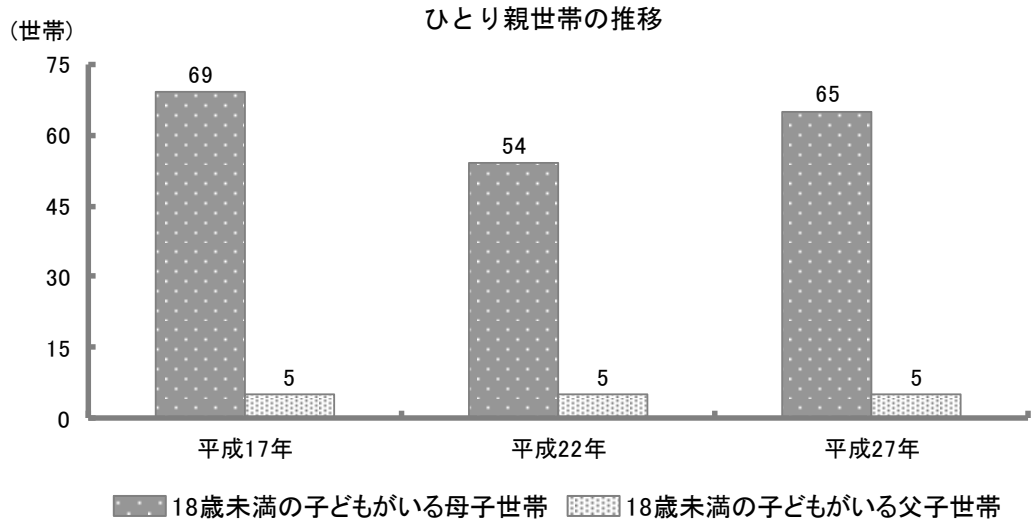

資料：国勢調査

（３）出生の状況

① 出生数の推移

本町の出生数は年々減少傾向にあり、平成30年で62人となっています。

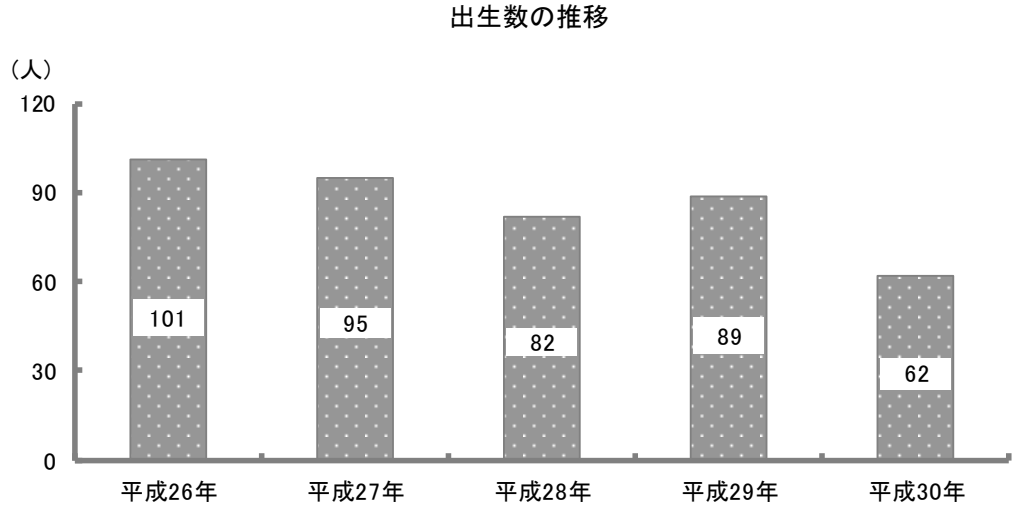

資料：愛知県衛生年報

② 母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移

本町の母の年齢（５歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～24歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

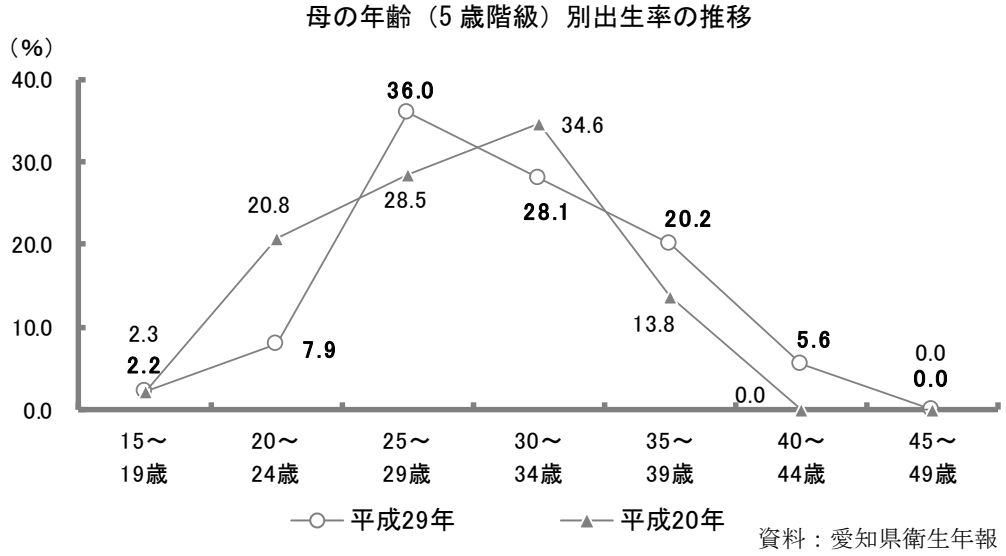

資料：愛知県衛生年報

（４）未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

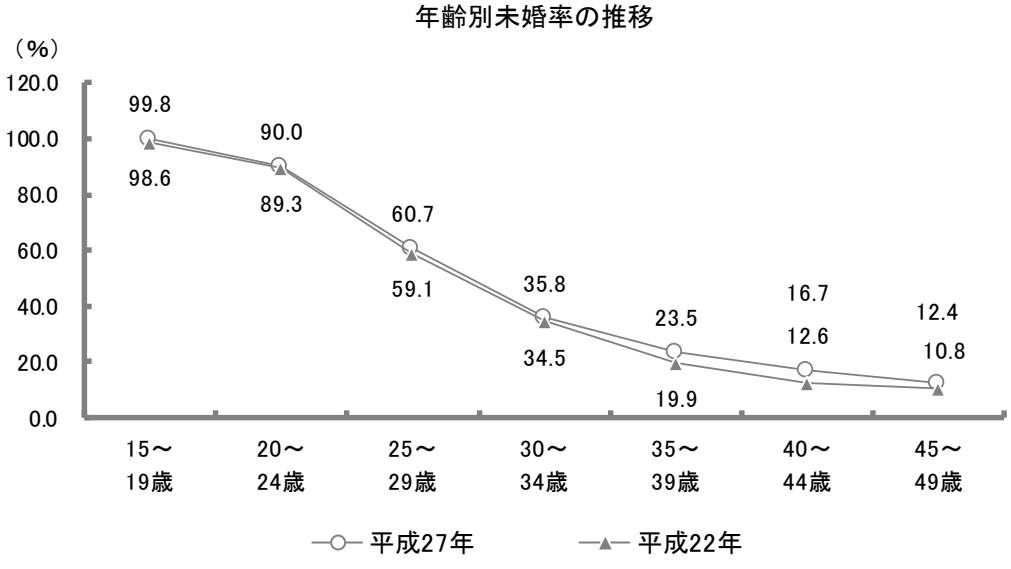

資料：厚生労働省 人口動態統計

（５）就業の状況 ・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

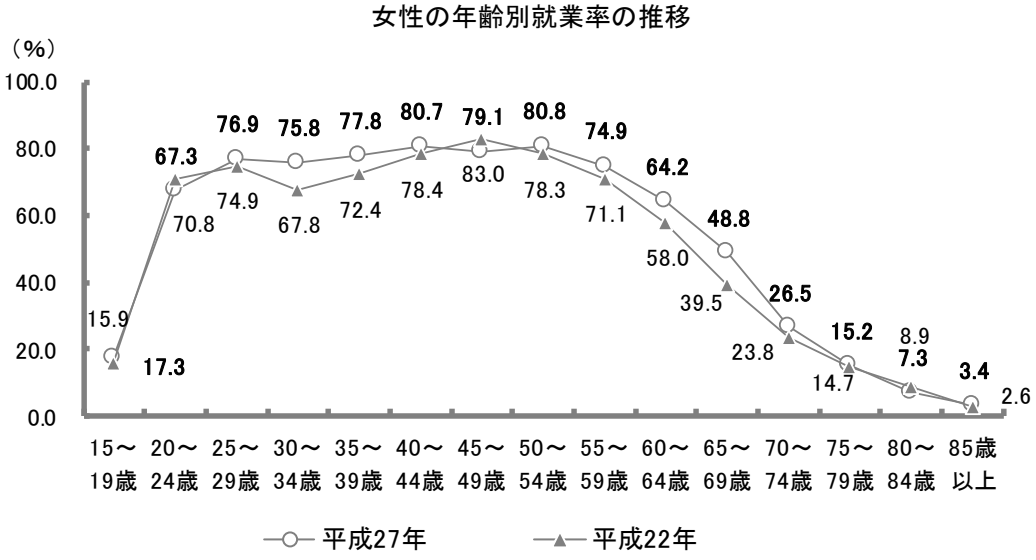

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、県より高くなっています。

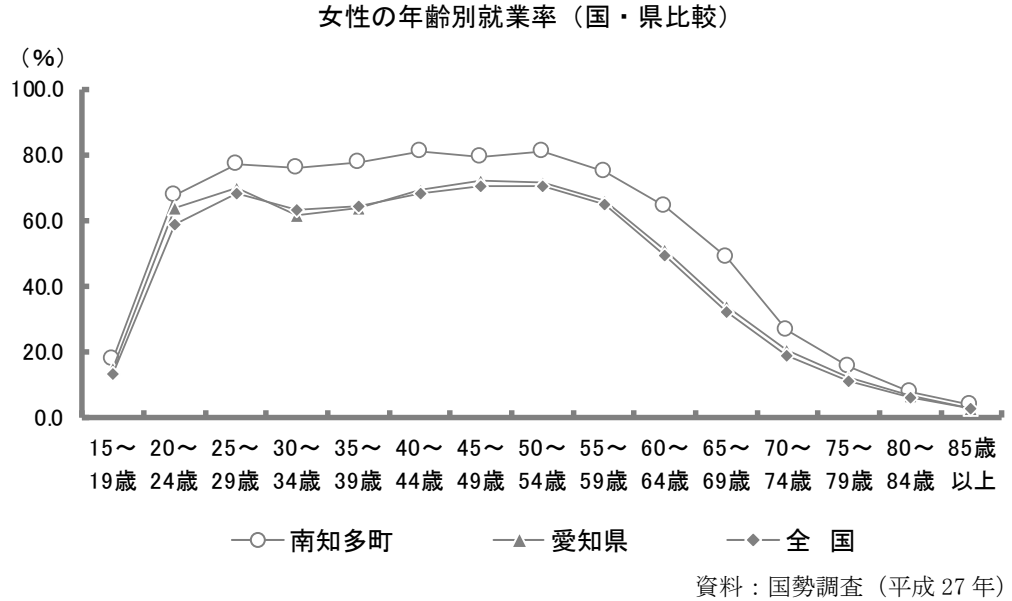

資料：国勢調査（平成 27 年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

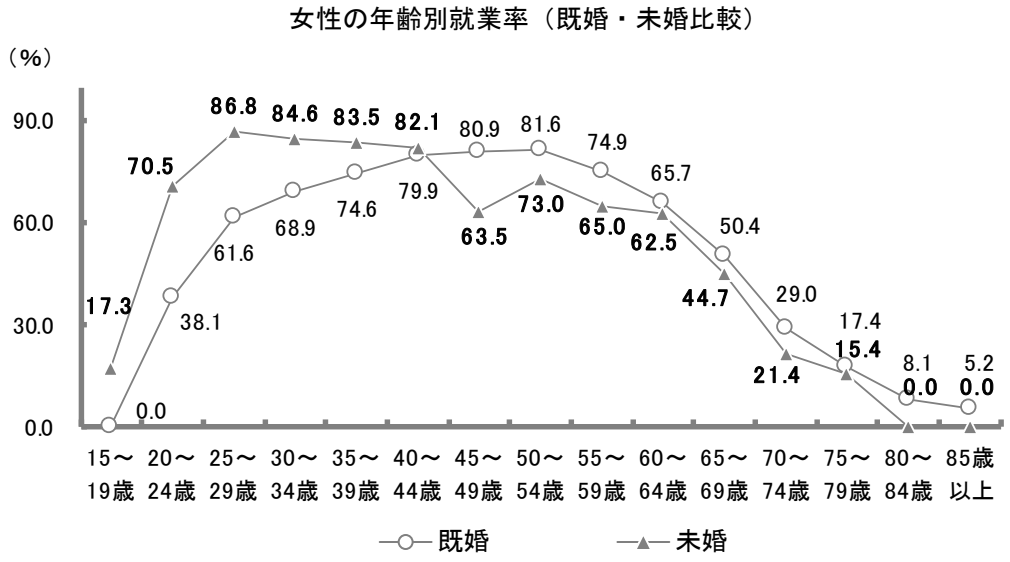

資料：国勢調査（平成 27 年）

（６）教育・保育サービス等の状況 ・・・・・・・

① 保育所の状況

本町の保育所の状況をみると、定員数・箇所数は同数で推移し、利用児童数は減少しています。平成30年で定員数600人と利用児童数363人となっています。

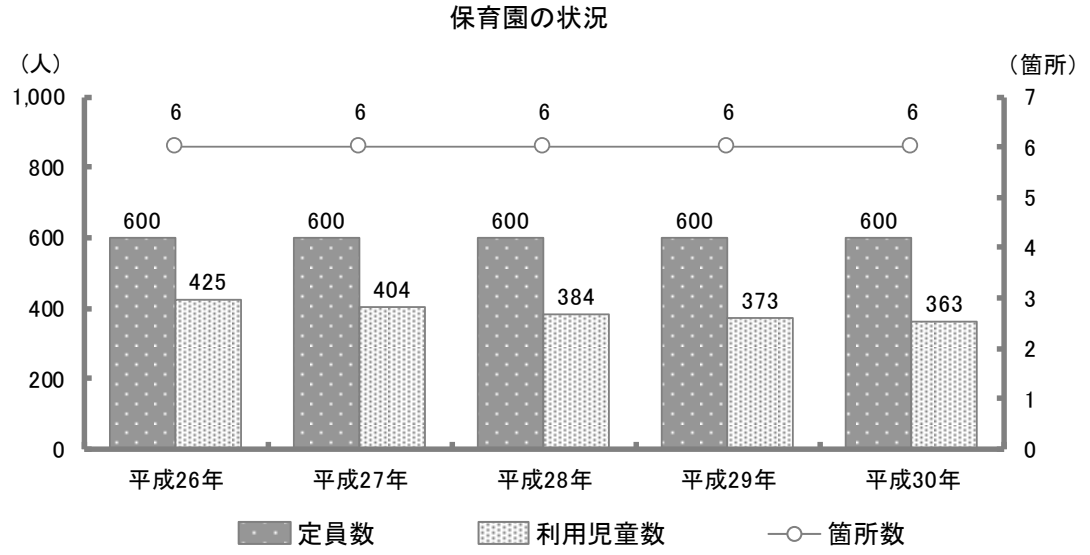

資料：町の統計（４月１日現在）

② 認定こども園の状況

町内には認定こども園※がありませんが、町内在住児童が美浜町の認定こども園に通園しており、平成３１年４月１日現在で４人となっています。

（７）放課後児童クラブの状況 ・・・・・・・

① 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数は増加しています。箇所数は平成28年以降２箇所で推移しています。利用児童数は、平成30年で34人となっています。

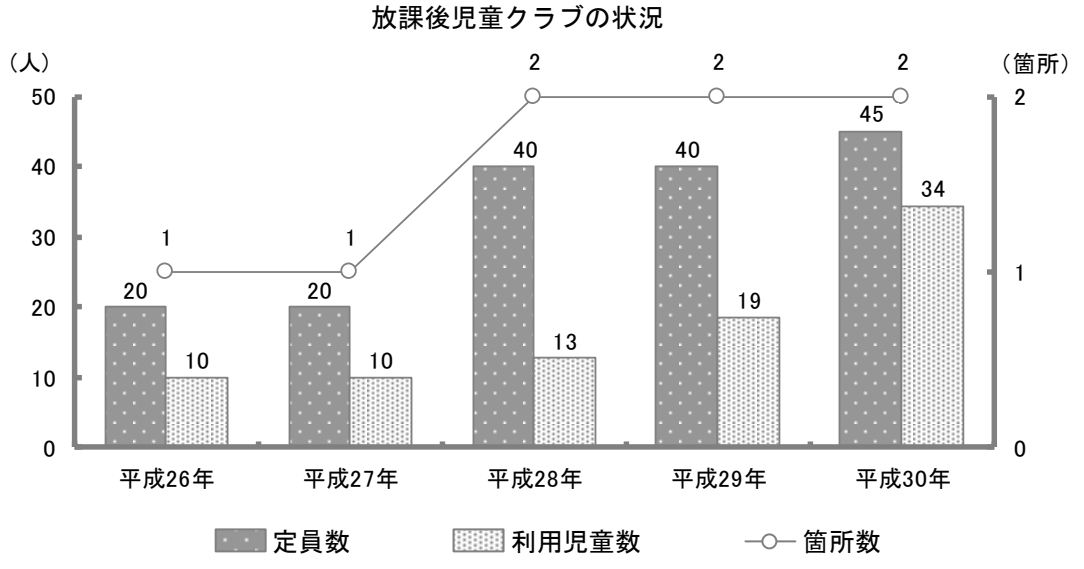

資料：町の統計

（８）その他の状況 ・・・・・・・

① 児童扶養手当受給者数の推移

本町の児童扶養手当受給者数は年々減少しており、平成30年で受給者数が115人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移

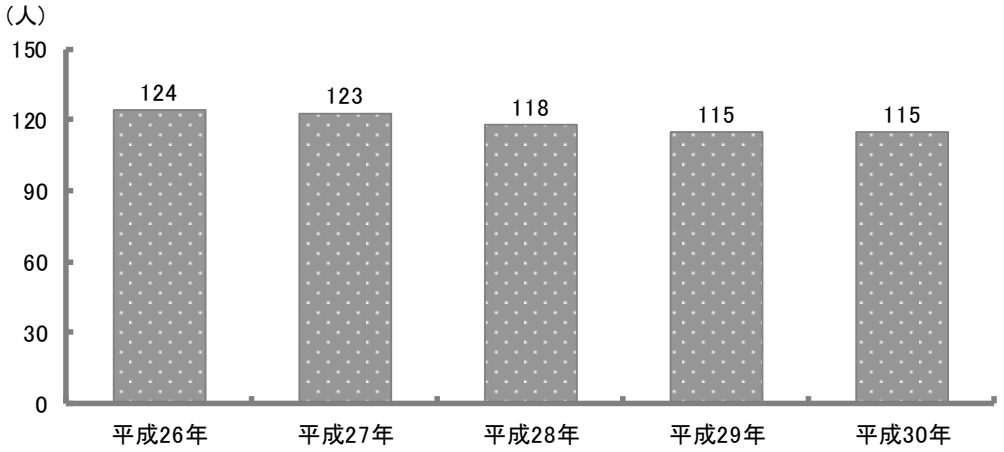

資料：町の統計

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本町の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々増加しており、平成30年で認定者数が63人、認定率が8.7%となっています。

就学援助認定者数（小学生）の推移

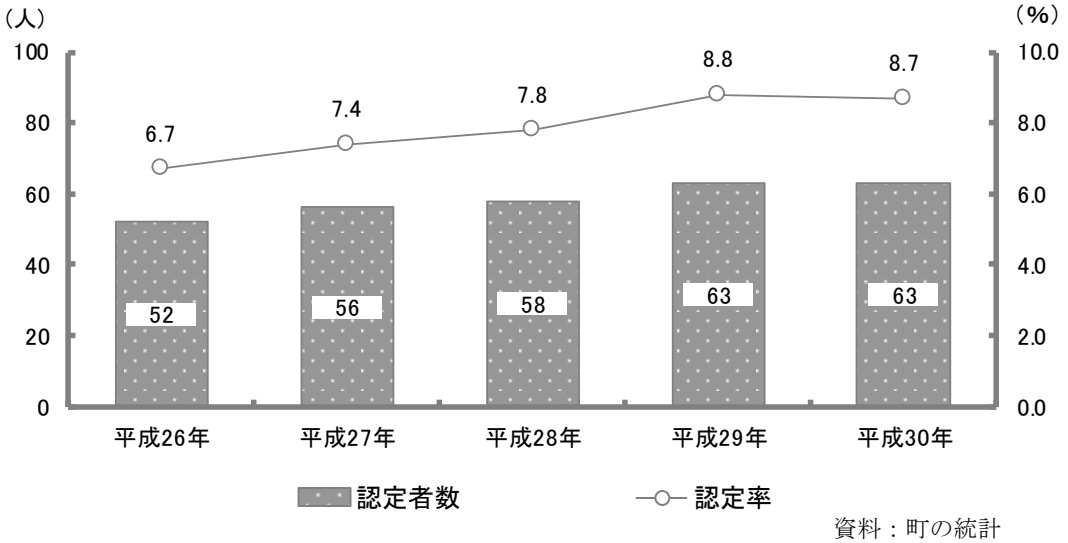

資料：町の統計

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本町の中学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、平成30年で認定者数が32人となっています。一方、認定率は増加傾向で、8.9%となっています。

就学援助認定者数（中学生）の推移

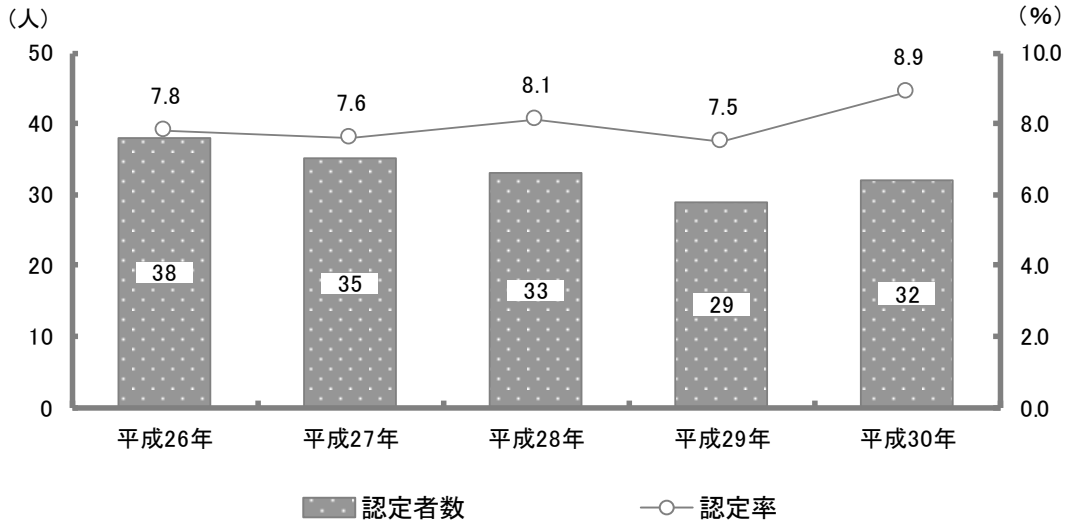

資料：町の統計

④ 要保護児童・生徒数（虐待児童・生徒管理登録数）の推移

本町の要保護児童数・生徒数は平成28年に減少しましたが、その後増加しており、平成30年で要保護児童数が7人、生徒数が1人となっています。

要保護児童・生徒数

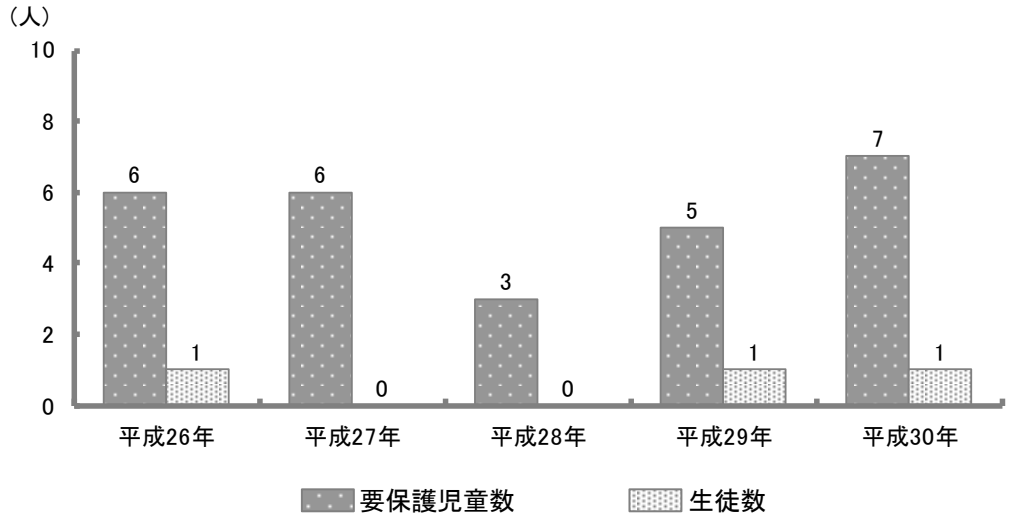

資料：町の統計

⑤ いじめ認知件数の推移

本町のいじめ認知件数は増減しながら推移しており、平成30年で56件となっています。

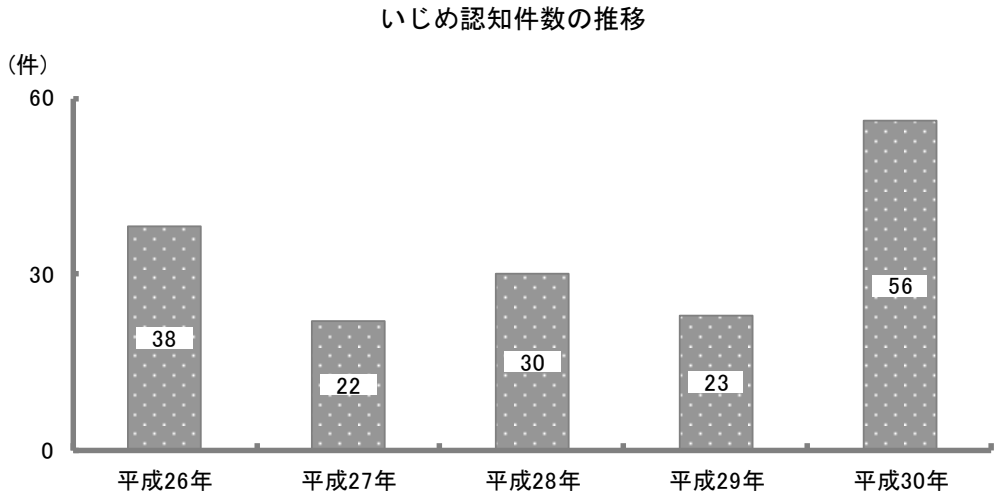

資料：町の統計

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本町の不登校児童・生徒数は、平成30年で小学生が8人ですが、中学生は14人と増加傾向にあります。

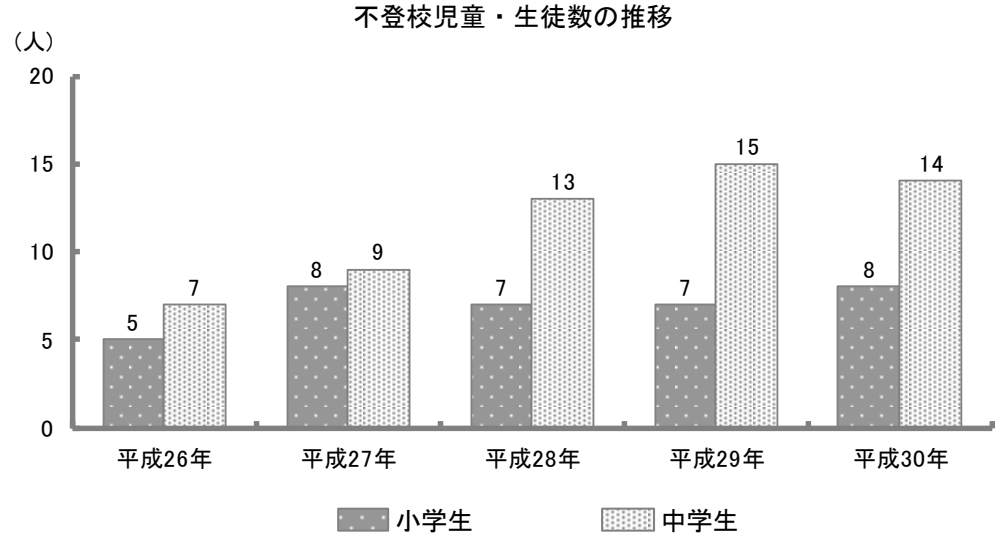

資料：町の統計

2 アンケート調査結果からみえる現状

（１）子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が54.0%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 50.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が 11.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。

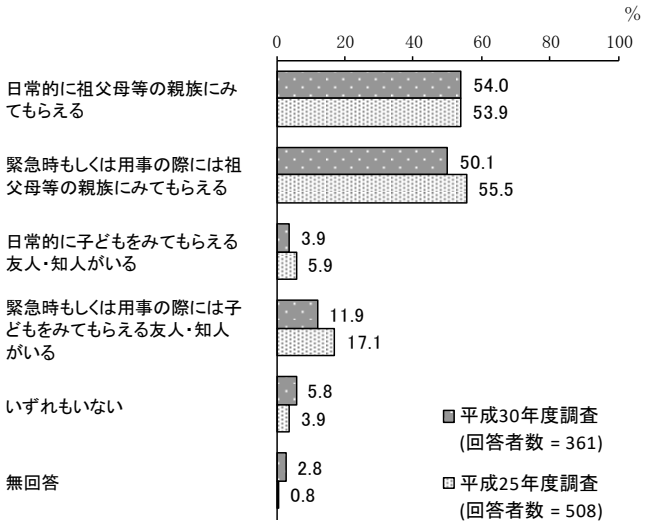

② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 49.7%と最も高く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 24.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 19.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

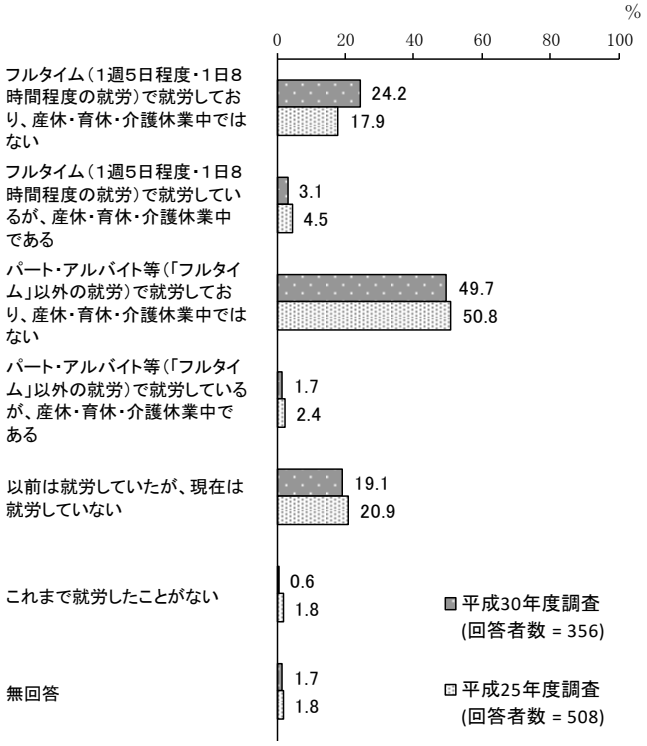

③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労を続けることを希望」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 24.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

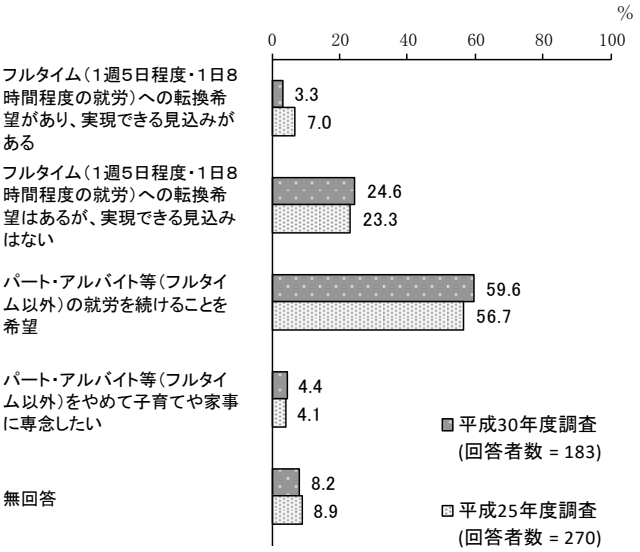

④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「１年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」の割合が 24.3%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 15.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「１年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」の割合が増加しています。

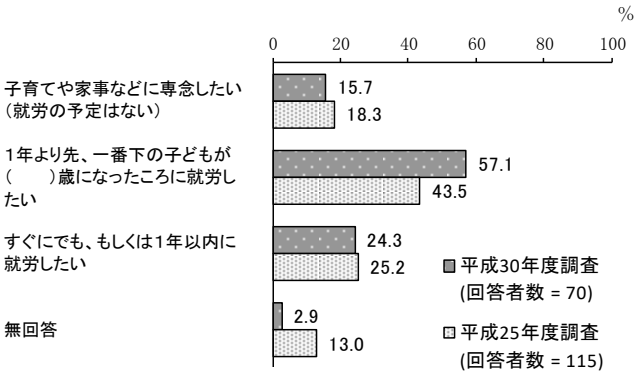

（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が 82.8%、「利用していない」の割合が 16.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

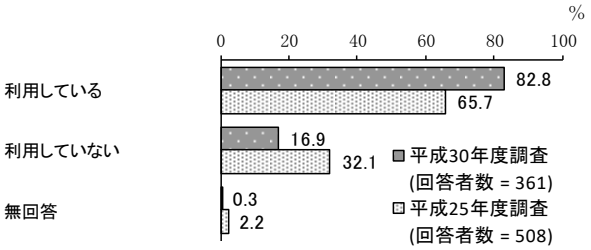

② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「保育所」の割合が 95.3%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

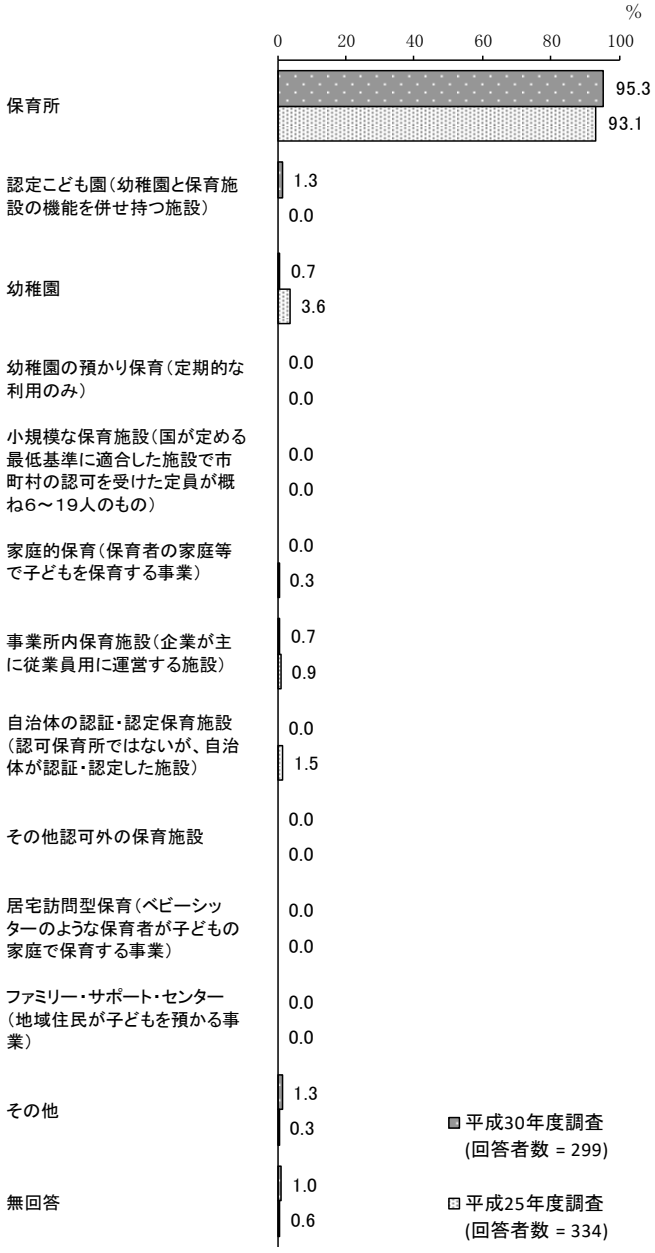

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「保育所」の割合が 92.2%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 10.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「保育所」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

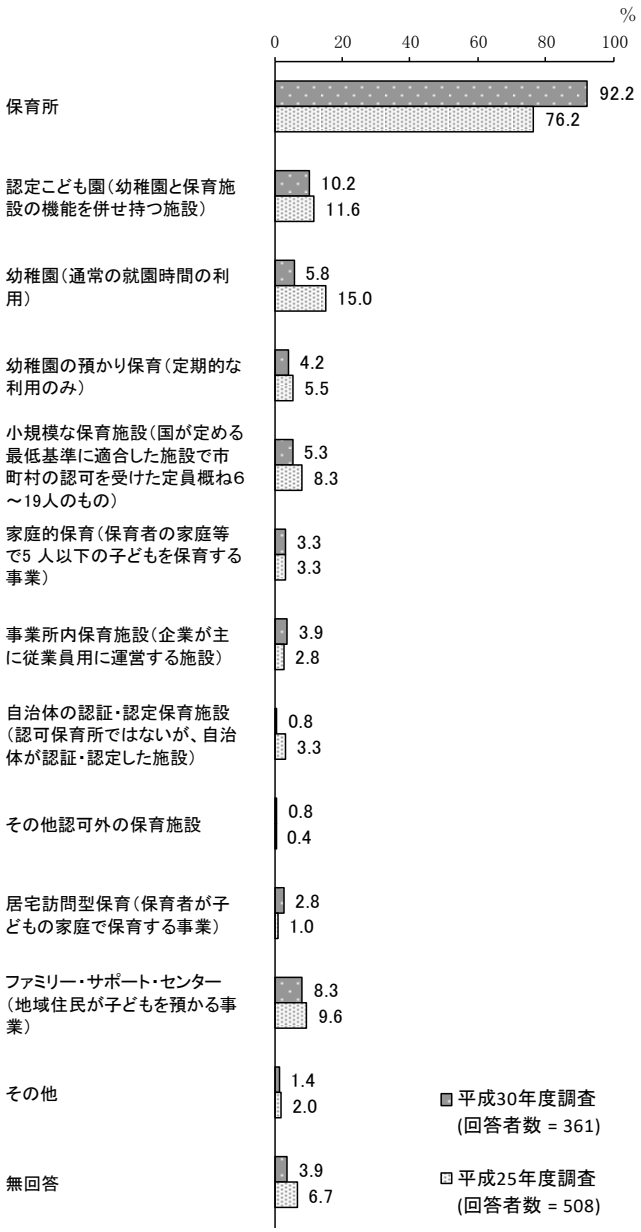

（３）地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が82.5%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が 12.2%となっています。

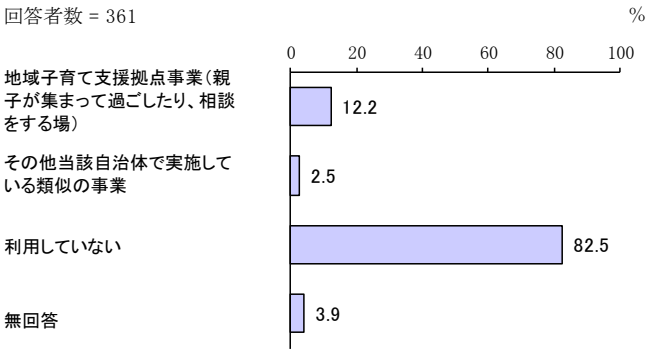

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が65.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.9%となっています。

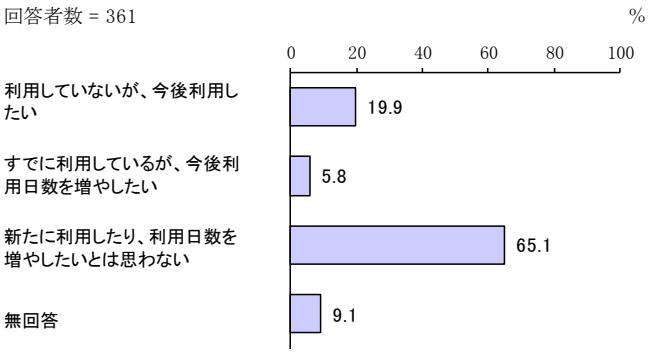

（４）病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が 71.9%、「なかった」の割合が 27.1%となっています。

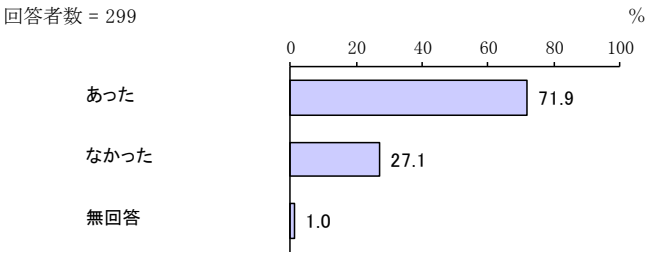

② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 78.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 29.8%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が 18.6%となっています。

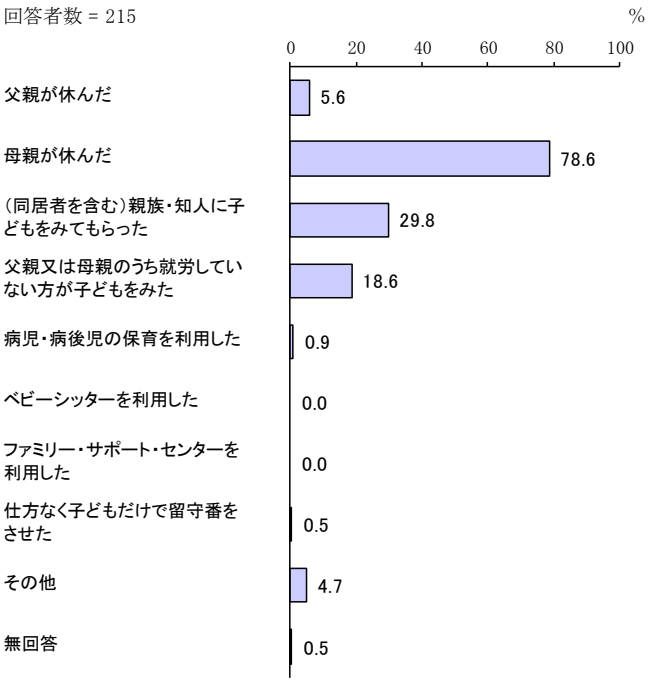

(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が93.4%と最も高くなっています。

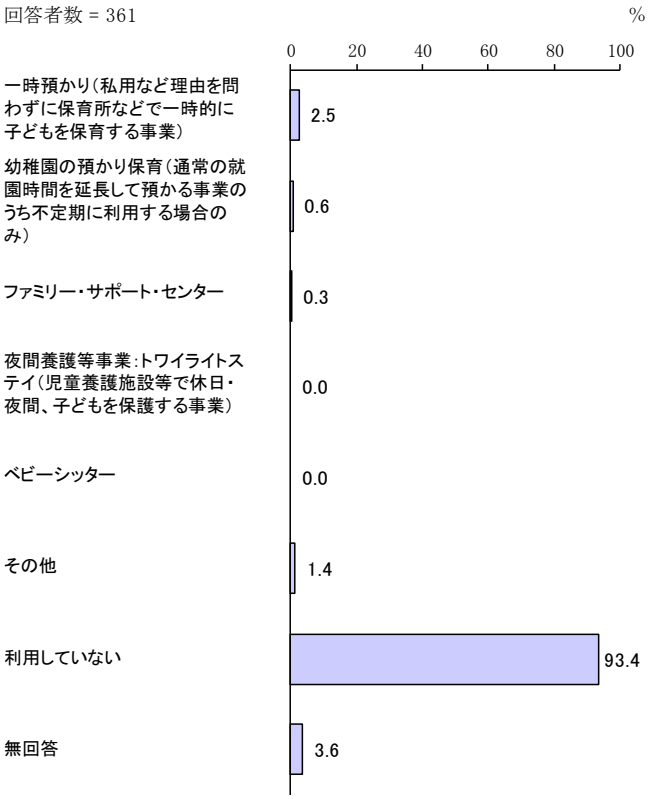

② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が 19.1%、「なかった」の割合が 76.5%となっています。

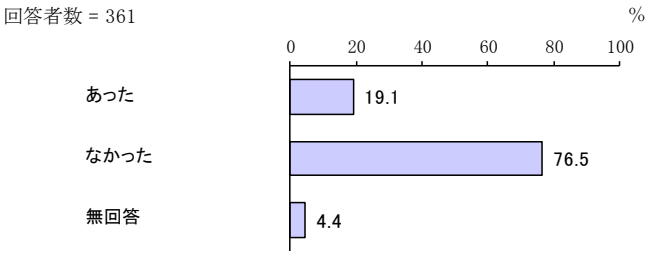

（６）小学校就学後の過ごさせ方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 71.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 45.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 36.3%となっています。

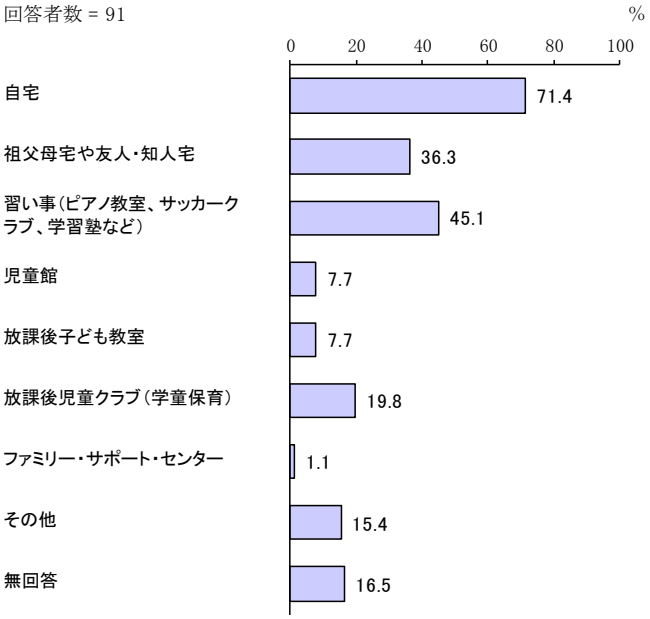

② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 73.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 58.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 40.7%となっています。

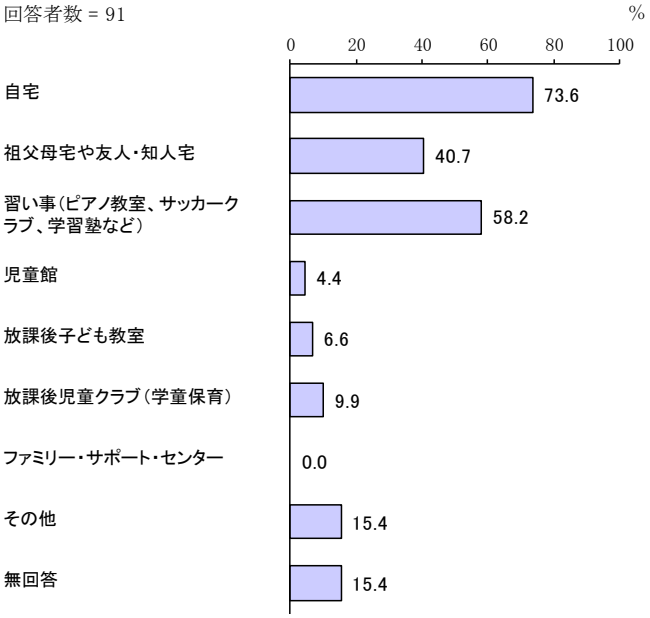

③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 72.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 63.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 32.2%となっています。

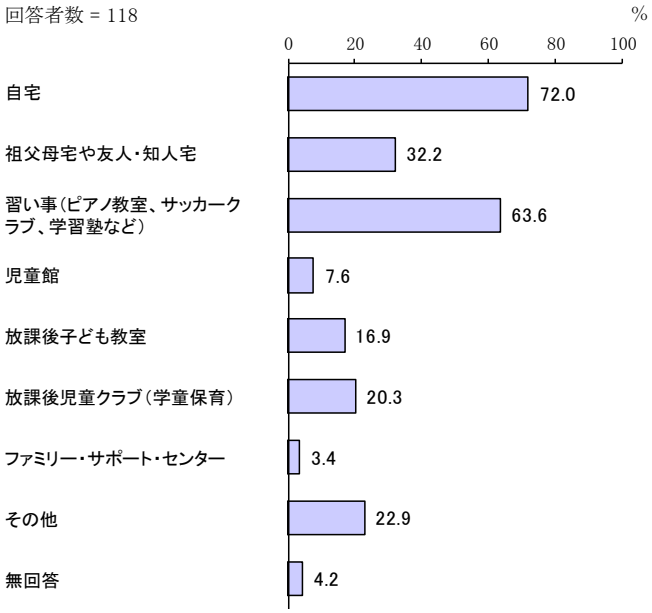

④ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 75.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 64.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 31.7%となっています。

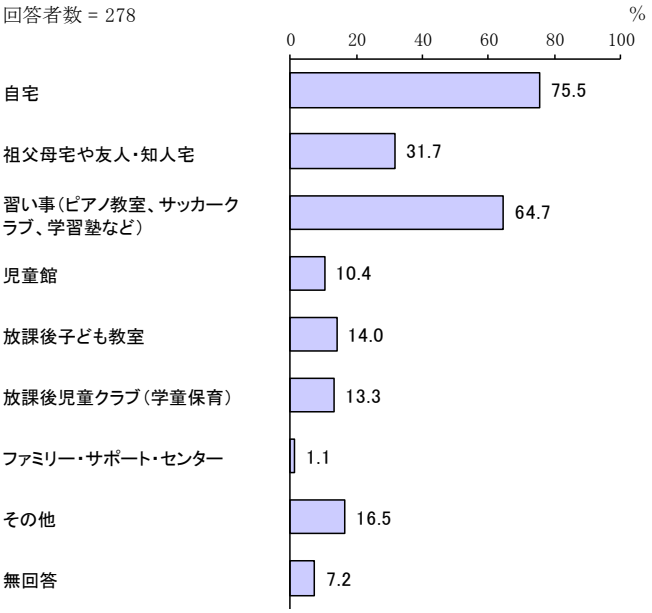

（７）育児休業制度の利用状況について ・・・・・・・

① 母親の育児休業の取得状況

母親では「働いていなかった」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「取得していない」の割合が 22.4%、「取得した（取得中である）」の割合が 21.9%となっています。

父親では「取得していない」の割合が 87.8%と最も高くなっています。

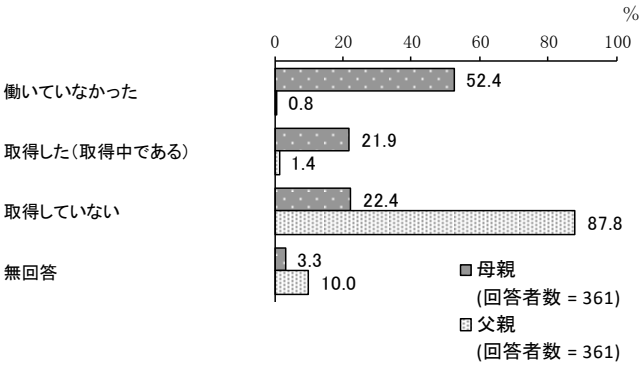

（８）相談の状況について ・・・・・・・

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 93.6%、「いない／ない」の割合が 3.0%となっています。

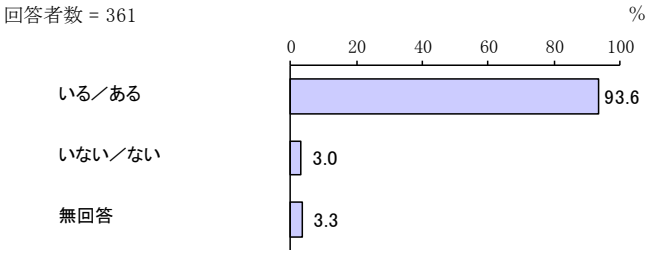

② 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 87.1%、「いない／ない」の割合が 6.8%となっています。

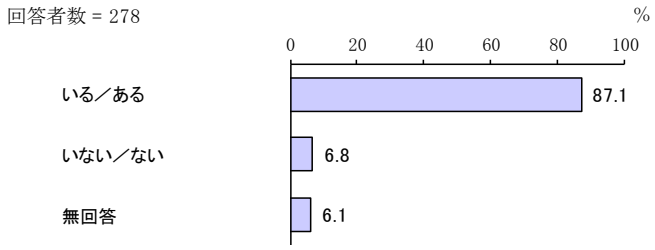

③ 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 82.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 80.8%、「保育士」の割合が 34.9%となっています。

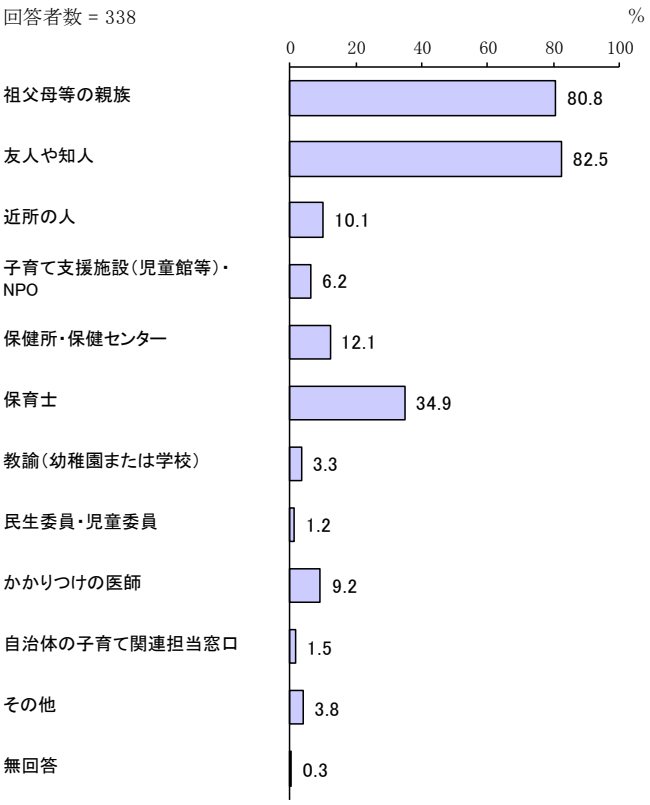

④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 81.8%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 76.9%、「教諭（幼稚園または学校)」の割合が 27.3%となっています。

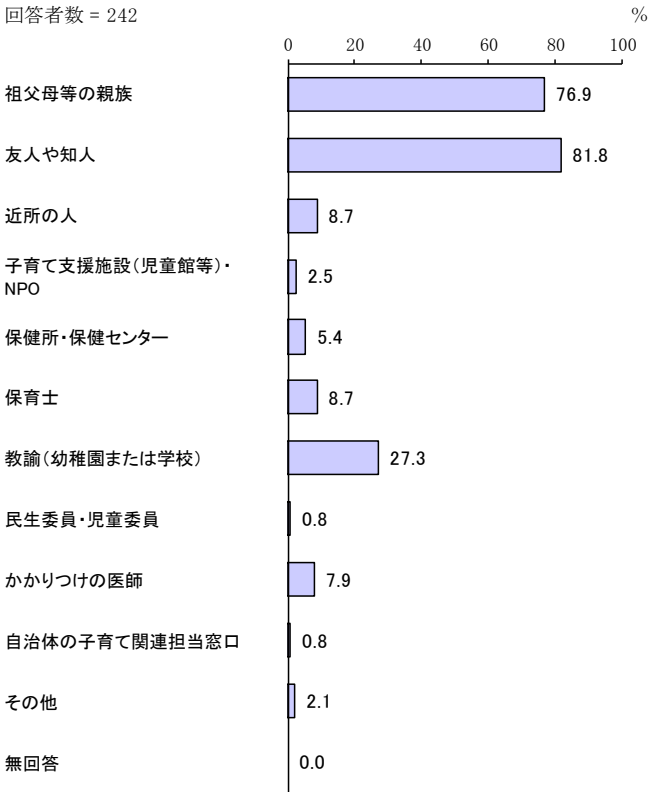

（９）子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が 28.0%と最も高く、次いで「2」の割合が 16.1%、「4」の割合が 11.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「1」「2」「3」の割合が減少しています。

※「満足度」は、１が「満足度が低い」５が「満足度が高い」となっています。

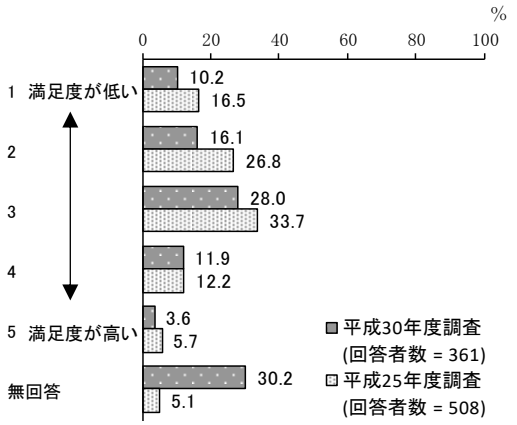

３　本町の子ども・子育て支援の現状のまとめ

（１）子どもの人口等の推移について

『子ども人口（０～11歳）は減少しているが、母子世帯数は増加傾向』

○平成27年から平成31年３月末現在の年齢３区分別人口構成の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）が増加、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（０～14歳）は減少しています。（住民基本台帳）

○平成27年から平成31年の子ども人口の推移をみると、就学前児童（０～５歳）及び小学校児童（６～11歳）は減少しています。また、総人口に対する割合も低下しています。（住民基本台帳）

○平成17年から平成27年の18歳未満親族のいる世帯数の推移をみると減少していますが、18歳未満親族のいる核家族世帯の割合は増加しています。（国勢調査）

○平成22年から平成27年のひとり親世帯の推移をみると、18歳未満の子どものいる父子世帯数に比べ18歳未満の子どもがいる母子世帯数は、増加傾向にあります。（国勢調査）

（２）子育て家庭の状況について

『父母ともに日常的に子育てに関わっている方や親族の協力者は多い』

○就学前児童について、日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が69.8%と最も多く、父母ともに子育てしている環境です。（子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果）

○緊急時等での親族等の協力の状況では、就学前児童、小学生ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が約５割と半数以上の世帯では親族等の協力が得られる環境となっており、平成25年度の調査から大きな変化はみられません。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（３）母親の就労状況について

『母親で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）方は、年々増加傾向』

○女性の年齢別就業率について、平成22年から平成27年の推移をみると、20～24歳、45～49歳を除き、すべての年代で増加しており、愛知県、国と比べてすべての年代で高い就業率となっています。（国勢調査）

〇就労している（産休・育休・介護休業中ではない）母親は、就学前児童で７割半、小学生では約９割となっており、就労している方の約8割が、週の就労日数が４～５日となっています。また、現在就労していない母親の今後の就労希望者は約８割で、平成25年度調査と比べて10ポイント以上の増加となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（４）教育・保育事業の利用状況について

『就学前児童が教育・保育事業において利用を希望する事業は「保育所」が９割以上』

〇平日の定期的な教育・保育事業について、就学前児童で「利用している」方は全体の82.8%となっています。また、利用している事業は「保育所」が95.3%で、平成25年度調査と大きな変化はみられません。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

〇平日の定期的な教育・保育事業について、利用を希望する事業としては、「保育所」が92.2%と平成25年度調査よりも16ポイント高くなっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（５）地域の子育て支援事業について

『病気の際の対応で、定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことが「あった」方のうち、「母親が休んだ」が就学前児童の約７割、小学生の６割半』

〇就学前児童で地域子育て支援拠点事業を利用していない方は約８割となっており、平成25年度調査と大きな変化はみられません。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

〇就学前児童の休日の教育・保育事業の利用意向は、土曜日の利用では「利用する必要がない」が６割半、「ほぼ毎週利用したい」「月に１～２回は利用したい」を合わせた割合が約３割となります。また、日曜日の利用では「月に１～２回は利用したい」が約７割と高くなっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

〇病気の際の対応では、平日病気やケガにより定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことが「あった」方は就学前児童で約７割、小学生では６割半であり、対処方法で多いのは、「母親が休んだ」が就学前児童で約8割、小学生で６割半となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

〇就学前児童の一時預かり事業の潜在ニーズでは、この１年間に冠婚葬祭でお子さんを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならないことがあった方は19.1％で、「親族・知人にみてもらった」方は、約９割でした。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

〇放課後を過ごしている場所・放課後を過ごさせたい場所ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

〇放課後児童クラブ（学童保育）を利用希望したいと回答した方のうち、土曜日の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」をあわせると、就学前児童約６割、小学生ともに５割半、長期休暇中の利用希望では８割以上となっています。日曜日・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が就学前児童、小学生ともに４割半となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

〇就学前児童の子育てサービスの周知状況等では、認知度が高い事業は「マタニティセミナー・育児講座」「保健センターの情報・相談事業」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が約８割と高く、一方、「家庭教育に関する学級・講座」「自治体発行の子育て支援パンフレット」では２割程度となっています。これまでに利用したことがある事業として「自治体発行の子育て支援パンフレット」は7.2％と低くなっていますが、今後の利用したい事業としては「自治体発行の子育て支援パンフレット」が42.9％と最も高くなっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（６）育児休業制度の利用状況

『育児休業制度を取得していない就学前児童の母親のうち、取得していない理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が17.3％』

〇就学前児童で育児休業を取得した母親は21.9％、取得していない母親は22.4％となっています。取得していない母親の理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が17.3％、「職場に育児休業の制度がなかった」が14.8％となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

4 第１期計画の事業の進捗評価

評価について・・N：平成２６年度の計画策定以降の新規事業　A：計画どおり事業を実施できた
B：ほぼ計画どおり事業を実施できた　C：事業を実施できなかった　D：事業を廃止した

（１）子育て支援サービスの充実・・・・・・・

事業名	取り組み	評価
保育所における通常保育事業	公立５保育所　私立１保育園　広域保育（平成 28 年～美浜町・知多大和認定こども園） 平成30年度より日間賀保育所において２歳児保育を開始しました。	A
保育所における延長保育事業	延長保育実施　内海・かるも・大井・師崎（平成 30 年度より実施）	A
保育所における障がい児保育事業	全保育士対象の定期的な療育研修（年３回程度）、臨床心理士による保育所訪問でケース検討を実施しています。	A
一時預かり事業	師崎保育所に加えて、平成 27 年度より内海保育所で一時保育を開始しました。（ただし、定員に余裕のある場合のみ）	A
保育所における地域の子育て支援事業	保育所の有する専門機能を活用し、ご家庭で子育てをされている保護者とそのお子さんを対象とした園庭解放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと保育所園児の交流の促進を図っています。	A
子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター※）	未実施の事業です。	C
放課後児童健全育成事業	うみっこ放課後児童クラブに加えて、平成 28 年９月より「豊浜放課後児童クラブ」を開設しました。	A
地域子育て支援拠点事業	現在、地域子育て支援拠点事業として、豊丘むくろじ会館へ移転した「おひさま」において、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施しています。 より多様化する地域の子育て支援に対応するため体制の強化を図り、地域での支援、また、利用者数や利用形態などを検討し、必要に応じて施設を整備します。	A
医療費助成	子ども医療費・ひとり親家庭等・障がい者医療費の助成を行っています。	A

（２）母と子の健康の保持・増進 ・・・・・・・

事業名	取り組み	評価
母子健康手帳の交付と妊婦健康相談	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊婦の健康相談も行っています。 また、利用できる保健サービス等について説明し、妊婦の不安や要望に耳を傾け、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する機会としても活用しています。	A
妊婦・産婦・乳児健康診査	妊婦・産婦・乳児を対象に医療機関における個別健康診査を実施しています。平成 30 年度より新生児聴覚検査の補助を開始しました。	A
３か月児乳児健康診査	３～４か月児を対象に健康診査を実施しています。	A
１歳６か月児健康診査	１歳６か月を対象に健康診査を実施しています。	A
３歳児健康診査	３歳児を対象に健康診査を実施しています。	A
こんにちはあかちゃん訪問	新生児（乳児）の家庭を保健師が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行っています。	A
マタニティーセミナー	平成 30 年度に内容を見直し、１日コース、年３回実施に変更しました。子育て支援センターの見学等も含めるなど連携強化に努めました。パートナーの参加も可能です。	A
１歳６か月児健康診査事後指導教室	育児支援が必要と思われる幼児とその保護者を対象に自由遊びや課題遊び・相談支援を行っています。【１歳児：ひよこの会、２歳児：うさぎの会】	A
フッ素塗布	２歳、２歳６か月児を対象に歯科検診、フッ素塗布、歯磨きを実施しています。	A
あかちゃんりんご教室	10～12 か月までの乳児と保護者を対象に行っています。	A
こどもすくすく相談 こども栄養相談	保健師等が子育てに関する育児相談、栄養相談を行っています。	A
子育て講演会	平成 26～28 年度まで実施しました。	D
フッ化物洗口	公立保育所において保育園児（５歳児）を対象にフッ化物洗口を行っています。	A
不妊治療費助成	不妊治療を受けた方に対し治療費の一部を助成しています。	A
思春期教育（性感染症の予防）	小・中学生を対象に性に関する指導等の教育を実施しています。	B
母子健康教育	子育て支援サービスの行事や健診の機会、小中学校などで健康の保持・増進のための講話や指導を行っています。	A
思春期教育（薬物乱用防止）	小・中学生に対して禁煙防止、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓蒙を行っています。	B
すこやかサロン（H30.9～）	６～７か月児と保護者のための仲間づくりや育児の悩みなどを相談できる機会を設けています。	N
バースデイ訪問（H28.4～）	１歳を迎える子どもの家庭を訪問します。	N

（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ・・

事業名	取り組み	評価
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会の実現として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、職場の働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備等の働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。	C
働きやすい職場環境の整備	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。	C

（４）要保護児童等へのきめ細やかな対応 ・・・・・・・

事業名	取り組み	評価
児童虐待防止対策の充実（発生予防、早期発見、早期対応等）	要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催（年６回） 必要に応じてケース会議や定期的な家庭訪問を実施しました。	B
児童虐待防止対策の充実（社会的養護施策との連携）	町広報紙に里親制度を掲載しました。	B
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立支援については、保育などの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針やこれに即して県が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策や経済的支援策などの総合的な自立支援を推進しました。	B
障がい児施策の充実等	障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見及び治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を実施しました。 具体的には、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障害、発達障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、巡回相談などを通じて保護者の育児不安の解消に努めました。 また、障がい者福祉計画等における各施策の円滑な連携により総合的な取り組みを推進し、障がいのために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図りました。	B

5 第２期計画策定に向けた課題

南知多町子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに南知多町の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

（１）前期計画の施策からみた課題と方向性

「基本目標１　子育て支援サービスの充実」

○すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。アンケート調査では、５年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の約８割はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の約３割はフルタイムへの転換希望があります。

○今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていくことが必要となっています。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響するため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

「基本目標２　母と子の健康づくり」

○少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センター※を令和２年度に全国展開を目指し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目指しています。アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもいない」が5.8%、子どもの子育てをするうえで、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が3.0%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。

○妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。子育てが一段落ついた方を地域で子育ての担い手として活用し、身近

な地域での子育て支援を充実していく必要があります。さらに、子育ての相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

「基本目標３　保育・教育の環境づくり」

○国は、「子育て安心プラン」において、待機児童の解消とともに「M字カーブ」の解消を目指しており、本町においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は約８割となっているものの、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は約３割、未就労の母親の就労希望の割合は約８割となっています。今後、保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。

○幼児教育・保育無償化によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

○近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。アンケート調査では、町の子育て支援策として力を入れていくべきだと思うことについて、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」の割合が約４割となっており、安心・安全に対するニーズが高く、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。また、警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守ることが必要です。

「基本目標４　子育てと仕事が両立できる環境づくり」

○国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

○アンケート調査では、町の子育て支援策として力を入れていくべきだと思うことについて、「仕事と子育てが両立できるよう保育所、幼稚園の箇所数や内容の充実」の割合が３割半ば、「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や

労働者に対する啓発」の割合が約２割となっています。また、母親の育児休業を取得した割合は約２割となっていますが、父親の取得状況は1.4％となっています。働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

「基本目標５　特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細やかな取り組みの推進」

〇児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。アンケート調査では、就学前児童調査で、子育てに関して日常悩んでいること、または、気になることについて、「子どもを叱りすぎているような気がすること」の割合が３割半となっており、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえます。また、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいる姿がみてとれます。さらに子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

〇保育所等における障がいのある子どもの受入れは年々増加しており、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。本町では平成30年３月に第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

〇国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、

特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。アンケート調査では、子育て（教育を含む）に関する相談相手の有無については、「いない／ない」の割合が3.0%となっており、主な相談相手については「友人や知人」、「祖父母等の親族」の割合が高くなっています。支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

第３章　計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

第１期南知多町子ども・子育て支援事業計画では、南知多町次世代育成支援行動計画の『みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔』を基本理念として継承し、みんなで子育てをしながら、子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せを目指して、関連施策等の取り組みを進めてきました。

本計画においても、これまで実施してきた各種施策をさらに推進するために、「みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔」の理念を引き継ぐとともに、計画の基本的な目標をさらに明確に反映し、これからの南知多町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

基　本　理　念

みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔

２ 基本目標

（１）子育て支援サービスの充実

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援を推進します。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

（２）母と子の健康づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要であり、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できる取り組みを進めます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

（３）保育・教育の環境づくり

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

さらに、保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

（４）子育てと仕事が両立できる環境づくり

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

（５）社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

3 施策の体系

［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 施策項目 ］
［ 事　業 ］
みんなで かがやかそう 子どもの笑顔
1 子育て支援サービスの充実
子育て支援サービスの充実
【地域子ども・子育て支援事業】
①放課後児童健全育成事業
②子育て短期支援事業（ショートステイ）
③地域子育て支援拠点事業
④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）［就学児］
⑤利用者支援事業
⑥妊産婦に対する健康診査
⑦乳児家庭全戸訪問事業
⑧養育支援訪問事業
⑨実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑩多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業
2 母と子の健康づくり
母と子の健康の保持・増進
【母子健康推進に係る事業】
①妊婦・乳幼児健康診査　②育児相談　等
【子育て支援に係る事業】
①産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保
3 保育・教育の環境づくり
1 教育・保育の一体的な提供の推進
2 保育所と小学校、中学校との連携の推進
【教育・保育】
①１号認定（認定こども園及び幼稚園）
②２号認定（幼稚園）
③２号認定（認定こども園及び保育所）
④３号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）［０歳］
⑤３号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）［１・２歳］
【地域子ども・子育て支援事業】
①時間外保育事業
②一時預かり事業
③病児・病後児保育事業
④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）［就学児］
4 子育てと仕事が両立できる環境づくり
労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
（１）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
（２）働きやすい職場環境の整備
5 社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供
要保護児童等へのきめ細やかな対応
（１）児童虐待防止対策の充実
（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進
（３）障がい児施策の充実等
（４）子どもの貧困対策

第４章　施策の展開

基本目標１　子育て支援サービスの充実

基本施策（１）子育て支援サービスの充実

国は、「子育て安心プラン」において、「M字カーブ」（※1）の解消を目指しており、本町においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。少子高齢化にともなう核家族化の進展、また共働き家庭の増加を背景に、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図り、充実した子育て支援体制づくりに努めます。

特に低年齢児については、希望する保護者が産後の休業及び育児休業満了時等から円滑に利用できるよう、情報提供や相談体制を整えます。現状、保育人材の確保などの課題はありますが、今後も保育の質の向上、保育士の専門性の向上などに取り組みます。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費助成などを行うとともに、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

（※１）M字カーブ：日本において女性の労働力率を年齢階級別（5歳毎）にグラフ化したときに表れる、アルファベットの「M」の形に似た曲線のこと。この曲線は20歳代で働き始め、30歳代で出産・育児、40歳代で再び職に就くという、日本女性の働き方の特徴を表していると言われています。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
保育所における通常保育事業	保護者等の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に保育所において保育を実施しています。	福祉課
保育所における障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児等の受入れを推進するとともに、適切な保育が行われるよう、保育に携わる保育士等の専門性の向上等を図ります。	福祉課
保育所における地域の子育て支援事業	保育所の有する専門機能を活用し、家庭で子育てをしている保護者とそのお子さんを対象とした園庭解放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと保育所園児の交流の促進を図っています。	福祉課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	現在、未実施の事業です。 一時預かり事業の実施に伴う利用意向の動向や広域的な取り組みを含めた実施可能性などを見極めたうえで、実施について必要に応じて準備を進めます。	福祉課
放課後児童健全育成事業	「うみっこ児童クラブ」・「豊浜放課後児童クラブ」にて保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に安全・安心な居場所を提供しています。	福祉課
地域子育て支援拠点事業	現在、地域子育て支援拠点事業として、豊丘むくろじ会館へ移転した子育て支援センター「おひさま」において、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施しています。 より多様化する地域の子育て支援に対応するため、体制の強化を図り、地域での支援、また、利用者数や利用形態などを検討し、必要に応じて施設を整備します。	福祉課
医療費助成	子ども医療費・ひとり親家庭等・障がい者医療費の助成を行っています。	住民課 福祉課

基本目標２　母と子の健康づくり

基本施策（１）母と子の健康の保持・増進

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、様々な支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、食に関する情報提供や学習機会の充実を図り、適切な歯みがきの仕方やよく噛むことなど、歯と口腔の健康づくりの情報を周知し、むし歯・歯周病予防対策を進めていきます。フッ化物の応用によるむし歯予防対策を推進します。

さらに、思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発等に対する取り組みについては、学校教育の場以外においても、関係する機関の連携で実施する方法等について検討していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
母子健康手帳の交付と妊婦健康相談	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊婦の健康相談も行っています。 また、利用できる保健サービス等について説明し、妊婦の不安や要望に耳を傾け、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する機会としても活用しています。	保健介護課
妊婦・産婦・乳児健康診査	妊婦・産婦・乳児を対象に医療機関における個別健康診査を実施しています。	保健介護課
３か月児乳児健康診査	３～４か月児を対象に健康診査を実施しています。	保健介護課
１歳６か月児健康診査	１歳６か月児を対象に健康診査を実施しています。	保健介護課
３歳児健康診査	３歳児を対象に健康診査を実施しています。	保健介護課
こんにちはあかちゃん訪問	新生児（乳児）の家庭を保健師が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行っています。	保健介護課
マタニティーセミナー	妊娠中の食事、運動、生活や出産後の育児について指導を行っています。	保健介護課

事業名	事業概要	主担当課
１歳６か月児健康診査 事後指導教室	育児支援が必要と思われる幼児とその保護者を対象に自由遊びや課題遊び・相談支援を行っています。 【１歳児・・・ひよこの会　２歳児・・・うさぎの会】	福祉課 保健介護課
フッ素塗布	２歳、２歳６か月児を対象に歯科検診、フッ素塗布、歯磨きを実施しています。	保健介護課
あかちゃんりんご教室	10～12か月までの乳児と保護者を対象に行っています。	保健介護課
こどもすくすく相談 こども栄養相談	保健師等が子育てに関する育児相談、栄養相談を行っています。	保健介護課
すこやかサロン	６～７か月児と保護者のための仲間づくりや育児の悩みなどを相談できる機会を設けています。	保健介護課
バースデイ訪問	１歳を迎える子どもの家庭を訪問します。	保健介護課
フッ化物洗口	公立の保育所において保育園児（５歳児）を対象にフッ化物洗口を行っています。	福祉課
不妊治療費助成	不妊治療を受けた方に対し治療費の一部を助成しています。	住民課
思春期教育 （性感染症の予防）	小・中学生を対象に性に関する指導等の教育を実施しています。	学校教育課
母子健康教育	母子、児童、生徒等を対象に健康に関する知識の普及を図ります。	保健介護課
思春期教育 （薬物乱用防止）	小・中学生に対して禁煙防止、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓蒙を行っています。	学校教育課

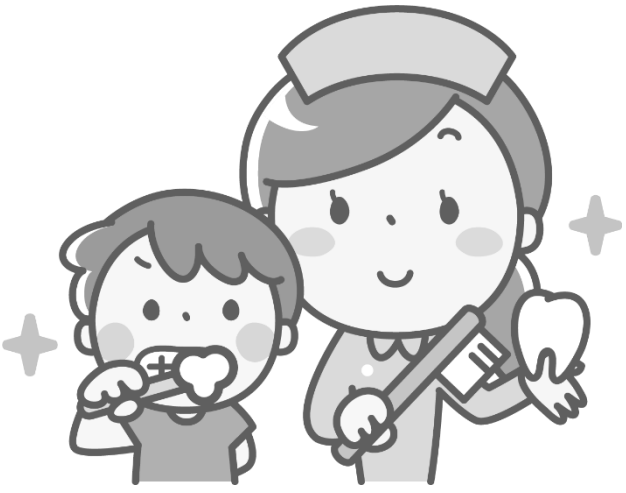

基本目標３　保育・教育の環境づくり

基本施策（１）教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、町の特徴を活かした教育を推進します。

多様化する幼児教育・保育のニーズに対し、少子化の影響もあり幼稚園や保育所といった既存の制度の枠組みだけでは、必ずしも柔軟な対応が困難な場合があります。こうしたニーズに適切かつ柔軟に対応するため新たなサービス提供の枠組みを示す必要があり、地域の幼児教育・保育のニーズに対して、既存の幼稚園や保育所の機能の拡充、組合せ・連携の強化等により対応することとなります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
保育所における延長保育事業	様々な就労形態に対応するための保育を実施しています。	福祉課
一時預かり事業	児童の保護者の就労、疾病等やリフレッシュが必要なときに利用できるよう、２つの保育所において一時預かり事業を実施していきます。 今後は、開所園の改善を図ります。	福祉課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート･センター）[再掲]	現在、未実施の事業です。 一時預かり事業の実施に伴う利用意向の動向や広域的な取り組みを含めた実施可能性などを見極めたうえで、実施について必要に応じて準備を進めます。	福祉課

基本施策（２）保育所と小学校、中学校との連携の推進

それぞれの学校段階の特質を踏まえつつ、幼児・児童・生徒がその間の段差を乗り越え、移行が円滑に行われるように接続を図ることが重要とされています。特に、幼稚園教育と小学校低学年段階の教育においては、幼稚園と小学校が連携し、幼児期にふさわしい主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、児童期にふさわしい学習等の指導への移行を円滑にし、一貫した流れを形成することが重要です。

多くの時間を過ごす教育・保育の場で、子どもの育ちを保障していくため、保育所・小学校・中学校が連携した質の高い教育（保育）の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

基本目標４　子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策（１）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

①　ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

②　働きやすい職場環境の整備

働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

基本目標５　社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供

基本施策（１）要保護児童等へのきめ細やかな対応

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難を伴う場合があることが指摘されています。

子どもに関わる様々な機関や地域が連携して子ども虐待の早期発見、早期対応に取り組み、また、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

1. 発生予防、早期発見、早期対応等

子どもが安心して生活できるよう、児童虐待（障がい児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進するとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。

2. 社会的養護施策との連携

児童虐待や養育困難など、何らかの事情により家庭で生活できない子どもたちのために、県と連携して、社会的養護施策となる養育家庭（里親制度）の普及を図り、多くの人に知ってもらえるよう、広報活動を行っていきます。

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

③ 障がい児施策の充実等

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

④ 子どもの貧困対策

生活困窮・養育困難な家庭に対する支援の充実に努めます。

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

「南知多町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を１つの区域と定めており、本計画においても、この考えを踏襲し、町全域を１つの区域として実施していきます。

２　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

（１）「量の見込み」等を算出する項目

下記の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【　教育・保育の量の見込み　】

	対象事業	（認定区分）		対象家庭
１	**教育標準時間認定**	幼稚園 認定こども園	１号認定※	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
２	**保育認定**	幼稚園	２号認定※	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭
３	**保育認定**	認定こども園 保育所 地域型保育	３号認定※	

【　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み　】

	対象事業	対象家庭
１	**時間外保育事業**（保育所延長保育）	ひとり親家庭、共働き家庭
２	**放課後児童健全育成事業**（学童クラブ事業）	ひとり親家庭、共働き家庭
３	**子育て短期支援事業**（ショートステイ）	すべての家庭
４	**地域子育て支援拠点事業**	すべての家庭
５	**一時預かり事業**（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭
	（その他）	ひとり親家庭、共働き家庭
６	**病児・病後児保育事業※**	ひとり親家庭、共働き家庭
７	**子育て援助活動支援事業**（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭
８	**利用者支援事業**	すべての家庭
９	**妊婦健康診査事業**	すべての妊婦
10	**乳児家庭全戸訪問事業**	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭
11	**養育支援訪問事業**	養育支援訪問事業を必要とする家庭

（２）推計の手順 ・・・・・・・

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

【 家庭類型について 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、１・２・３号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプＡからタイプＦの８種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">母親
父親</th><th rowspan="2">ひとり親</th><th rowspan="2">フルタイム就労（産休・育休含む）</th><th colspan="3">パートタイム就労（産休・育休含む）</th><th rowspan="2">未就労</th></tr>
<tr><th>120 時間以上</th><th>120 時間未満 60 時間以上</th><th>60 時間未満</th></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親</td><td>タイプA</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">フルタイム就労（産休・育休含む）</td><td rowspan="4"></td><td>タイプB</td><td colspan="2">タイプC</td><td>タイプC’</td><td rowspan="4">タイプD</td></tr>
<tr><td rowspan="3">パートタイム就労（産休・育休含む）</td><td>120 時間以上</td><td>タイプC
《保育の必要性あり》</td><td colspan="2">タイプE</td><td rowspan="2">タイプE’
《保育の必要性なし》</td></tr>
<tr><td>120 時間未満 60 時間以上</td><td rowspan="2">タイプC’</td></tr>
<tr><td>60 時間未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">未就労</td><td colspan="4">タイプD</td><td>タイプF</td></tr>
</table>

タイプＡ　：ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプＢ　：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプＣ　：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部 ）
タイプＣ’　：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＤ　：専業主婦（夫）家庭
タイプＥ　：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＥ’　：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＦ　：無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 子どもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、０歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

０歳から11歳までの子どもの将来推計は、令和2年度をピークに減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
０歳	69	67	63	61	58
１歳	62	70	68	63	61
２歳	80	62	71	69	63
３歳	84	81	63	72	70
４歳	88	84	80	62	71
５歳	111	89	85	80	62
６歳	98	112	89	85	80
７歳	102	98	111	89	85
８歳	122	102	98	111	89
９歳	111	122	102	98	111
10歳	119	111	122	102	98
11歳	135	119	111	122	102
合計	1,181	1,117	1,063	1,014	950

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

【概　要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、保育の必要性（就学前児童を保育することができないこと）が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園、地域型保育があります。

また、令和元年10月からは保護者の負担軽減を図るため、保育所を利用する、３歳から５歳までの子どもたちの利用料及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

（１）教育・保育の現状

単位：人

		平成31年（４月１日現在）		
		３歳以上保育が必要	１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
保育所入所児童数		263	58	2
定員		600		
入所率		53.8%		
定員	幼稚園・認定こども園	—		
	認可保育所	600		
	認証保育所	—		

（２）教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ・・・・・・

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

単位：人

		令和２年				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		283			142	69
保育利用率（B÷A）		22.6	0	75.6	21.8	7.2
量の見込み（保育利用定員数）　B		64	0	214	31	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	502		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	502		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		0.7	177.4		57.7	8.7
過不足分（C－B）		△62	288		51	1

※１号に関しては、町内に幼稚園がないため、美浜町（認定こども園知多大和幼稚園）への広域入所見込み数を提供量（確保方策）として記載しています。

単位：人

		令和３年				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		254			132	67
保育利用率（B÷A）		22.8	0	75.6	22.0	7.5
量の見込み（保育利用定員数）　B		58	0	192	29	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	502		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	502		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		0.8	197.6		62.1	9.0
過不足分（C－B）		△56	310		53	1

単位：人

		令和４年				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		228			139	63
保育利用率（Ｂ÷Ａ）		22.8	0	75.4	22.3	7.9
量の見込み（保育利用定員数）　B		52	0	172	31	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	502		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	502		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		0.9	220.2		59.0	9.5
過不足分（Ｃ－Ｂ）		△50	330		51	1

単位：人

		令和５年				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		214			132	61
保育利用率（Ｂ÷Ａ）		22.4	0	75.7	22.0	8.2
量の見込み（保育利用定員数）　B		48	0	162	29	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	502		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	502		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		0.9	234.6		62.1	9.8
過不足分（Ｃ－Ｂ）		△46	340		53	1

単位：人

		令和６年				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
（参考）児童数推計　A		203			124	58
保育利用率（B÷A）		22.7	0	75.9	21.8	8.6
量の見込み（保育利用定員数）　B		46	0	154	27	5
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	2	502		82	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			－	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	－			0	0
認可外保育施設		0			0	0
提供量合計　C		2	502		82	6
保育利用率の目標値（C÷A）		1.0	247.3		66.1	10.3
過不足分（C－B）		△44	348		55	1

【 今後の方向性 】

令和元年度に「南知多町保育所再配置計画」を策定し、計画に沿って保育所の整備を行うなど、教育・保育ニーズに対応していきます。

子どもの人口は減少傾向であるものの、母親の就業率の上昇による保育ニーズが発生することが考えられます。特に、０歳～２歳においては、育休明けの１歳は年度途中のニーズに対応できるように確保します。さらに、１、２歳児の保育ニーズに対応していくため、３～５歳児の減少による全体定員との調整など、定員の弾力的運用を行います。

１号認定区分（３歳以上で教育希望）について、町内には幼稚園や認定こども園がないため、美浜町（認定こども園知多大和幼稚園）の広域入所見込み数を提供量（確保方策）としています。しかしながら、今回教育ニーズが増加し提供量が大幅に不足しているため、今後、保育所を認定こども園に変更するかの検討をしていきます。１号認定の児童について、当面の間は保育所での特別利用保育で対応します。

5 地域子ども・子育て支援事業

（１）時間外保育事業 ・・・・・・・

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人（延べ人数/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	389	571	715	804	840
実施箇所数（箇所）	3	3	3	4	4

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（延べ人数/年）

		実績	推計				
		平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み		840	960	840	840	840	840
確保の内容	延べ人数	840	960	840	840	840	840
	施設数（箇所）	4	4	3	3	3	3

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

保護者の利用ニーズに沿った延長保育事業を、希望する施設で提供を受けられるように必要な職員の確保に努め、適正な実施体制の確保に努めます。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【 概要 】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【 現状 】

単位：人（実人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	10	13	19	34	38

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（実人数）

		実績	推計				
		平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み	小１～３	34	13	15	13	12	11
	小４～６	4	5	5	5	4	5
確保の内容	小１～３	34	40	40	40	40	40
	小４～６	4	5	5	5	5	5
	施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

利用量の見込み人数が実績より少ない数値になっていますが、現状の定員や施設を維持しながら、利用者の増加に対応していきます。

また、うみっこ児童クラブについて豊浜放課後児童クラブと同様、学校の余裕教室等を活用して、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保に努めます。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 現状 】

単位：人日（延べ利用/年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日（延べ利用/年）

		実績	推計				
		平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み		0	15	14	14	13	12
確保の内容	延べ人数	0	－	－	－	－	－
	施設数（箇所）	0	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

子育て家庭において、一時的に養育困難になった児童を施設で必要な養育を行う事業です。現在本町は実施していませんが、ニーズ量を考慮して需要の動向を見ながら事業委託等を検討します。

（４）地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

単位：人回（延べ利用/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者数	4,175	4,650	4,352	3,975	4,000
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

【 量の見込みと確保策 】

単位：人回（延べ利用/年）

		実績	推計				
		平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み		4,000	4,441	4,188	4,251	4,062	3,830
確保の内容（箇所）	地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

地域の子育て支援を総合的に推進していく子育て支援事業として継続していきます。必要な職員の確保を図り、ニーズに応じた事業を実施していきます。

（５）一時預かり事業（幼稚園）

【 概要 】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【 現状 】

単位：人日（延べ利用/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日（延べ利用/年）

		実績	推計				
		平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み	１号認定	0	0	0	0	0	0
	２号認定	0	0	0	0	0	0
確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	0	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

町内には、幼稚園や認定こども園がなく確保が困難ですが、今後ニーズがあれば他市町の施設を利用できるように対応していきます。

（６）一時預かり（保育所、その他の場所での一時預かり）

【 概要 】

保護者が冠婚葬祭や保育を必要としない程度の就労、育児のリフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【 現状 】

単位：人日（延べ利用/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	104	126	213	179	121
実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	2

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日（延べ利用/年）

			実績	推計				
			平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み			121	195	179	170	161	152
確保の内容	一時預かり	延べ人数	121	195	179	170	161	152
		施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2
	ファミサポ	延べ人数	0	－	－	－	－	－
	トワイライトステイ	延べ人数	0	－	－	－	－	－
		施設数（箇所）	0	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

現在一般型と定員余裕型として２か所で実施していますが、今後地域の特性・ニーズ量を考慮して適正な職員配置に努め、継続していきます。

（７）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【 概要 】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【 現状 】

単位：人日（延べ利用/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日（延べ利用/年）

			実績	推計				
			平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み			0	14	14	13	12	12
確保の内容	病児・病後児対応型	延べ人数	0	－	－	－	－	－
		施設数（箇所）	0	－	－	－	－	－
	ファミサポ	延べ人数	0	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

病児保育の開設については、施設、専用スペース及び保育士、看護師の確保と医師、栄養士等との連携が必要です。現状町内での実施は困難であるため、需要の動向も見ながら現に実施している町外の施設と連携を図るなど、広域的な利用が円滑にできるよう検討します。

（８）ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校６年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【 現状 】

単位：人日（延べ利用/年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日（延べ利用/年）

	実績	推計				
	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み	0	1,779	1,724	1,647	1,575	1,403
確保の内容（箇所）	0	－	－	1	1	1

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

本町は現在実施していませんが、ニーズ量を考慮して、需要の動向も見ながら実施を検討します。

（９）利用者支援事業

【 概要 】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

	実績	推計				
	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み（人）	0	34	31	30	28	27
確保の内容（箇所）	0	－	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

本町は現在実施していませんが、ニーズ量を考慮して、需要の動向も見ながら実施を検討します。

（10）妊婦健康診査事業 ・・・・・・・

【 概要 】

母子保健法第13 条に基づき、妊産婦及び胎児の健康増進、妊産婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
里帰り妊婦健診（人）	5	5	5	5	5
健診回数（回）	972	1,017	978	787	980

【 量の見込みと確保策 】

単位：人/年

	実績	推計				
	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み	980	966	938	882	854	812
確保の内容	980	966	938	882	854	812

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

妊婦健診14回、産婦健診１回の補助券を母子健康手帳と同時に発行します。今後も妊娠時期に応じた健診の受診についての保健指導を継続していきます。

（11）乳児家庭全戸訪問事業 ・・・・・・・

【 概要 】

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問件数（件）	87	82	93	62	90
出生数（人）	95	82	89	62	95
訪問率（%）	91.6	100.0	104.5	100.0	94.7

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（実人数）

	実績	推計				
	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み	90	69	67	63	61	58
確保の内容	90	69	67	63	61	58

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

「赤ちゃん訪問事業」として、生後およそ２か月目に保健師が訪問します。また、里帰りなどで遠隔地に滞在している場合は、滞在先の市町村に訪問を依頼する等の方法で、できるだけ母子の状況を把握するよう努めます。産科医療機関から、母子連絡表で支援の依頼がある家庭については、早期に訪問し、要望に応じて柔軟に対応を検討します。

（12）養育支援訪問事業等 ・・・・・・・

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【 現状 】

単位：人（実人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	14	6	42	12	20

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（実人数）

	実績	推計				
	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用量の見込み	20	30	27	26	25	23
確保の内容	20	30	27	26	25	23

【 今後の方向性 】

〈令和２年度～令和６年度〉

妊娠届出時から早期に発見をし、成長過程において切れ目のない支援ができるように努めます。

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案したうえで、事業実施について検討していきます。

（14）多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 ・・

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規参入施設等があった場合に、支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

６ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第６章　計画の推進に向けて

1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と町全域での取り組み（役割）が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により進められるよう、子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進します。

2 計画の進行管理

計画推進にあたっては、社会福祉協議会などの関連団体やＮＰＯ、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、ＰＤＣＡサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

ＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

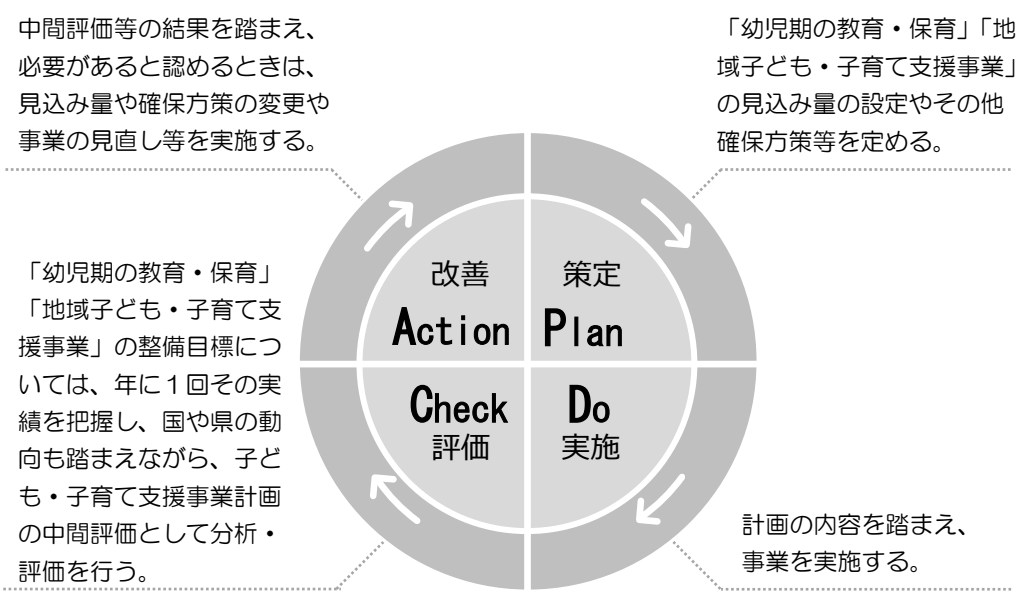

資料編

1　南知多町子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第１条　子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、南知多町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議は、次に掲げる事項について審議及び調査、評価する。

（１）事業計画策定のためのニーズ調査に関する事項

（２）事業計画の策定に関する事項（次世代育成支援地域行動計画の評価を含む）

（３）事業計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項

（４）前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組 織）

第３条　会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

（１）子どもの保護者

（２）福祉・教育等関係者

（３）子育て支援関係者

（４）その他町長が必要と認める者

２　委員の定数は１０名以内とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選出する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第７条　会議の庶務は、厚生部福祉課において処理する。

（雑 則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

2 委員名簿

（敬称略・順不同）

	役職名	氏　名	所　　属
1	会　長	大森　宏隆	町社会福祉協議会事務局長
2	副会長	井上　邦夫	小学校長代表（師崎小学校長）
3	委　員	蟹江　敏広	教育委員会（指導主事）
4	〃	林　浩子	主任児童委員代表
5	〃	永井　亜季	小学校保護者会母親代表（内海小学校）
6	〃	磯部　実芳	保育所保護者会会長（かるも保育所）
7	〃	田中ゆう子	子育て支援団体等の代表（子育てネットワーカー）
8	〃	鹿嶋きく江	指導保育士
9	〃	安東　幸恵	子育て支援センター所長

（事務局）

	役職名	氏　名	所　　属
1	事務局	石黒　和彦	町長
2	〃	田中　吉郎	厚生部長
3	〃	相川　和英	福祉課長
4	〃	大﨑沙久実	児童係長

3 会議の開催日と審議内容

開催回	日　付	審議内容
第１回	令和元年 10月28日（月）	議題 １　「子ども・子育て支援制度」について ２　南知多町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について ３　第２期南知多町子ども・子育て支援事業計画　量の見込み及び計画案について ４　今後のスケジュールについて
第２回	令和元年 12月19日（木）	議題 １　第２期南知多町子ども・子育て支援事業計画素案（案）について ２　第２期南知多町子ども・子育て支援事業計画素案（案）に関するパブリックコメントについて ３　今後のスケジュールについて
	令和２年 １月15日（水） ～１月29日（水）	パブリックコメントの実施
第３回	令和２年 ２月19日（水）	１　第２期南知多町子ども・子育て支援事業計画素案（案）に関するパブリックコメントの結果について ２　第２期南知多町子ども・子育て支援事業計画素案（案）について ３　今後のスケジュールについて

4 用語解説

【か行】

協働

住民をはじめ自治会・町会、団体・ＮＰＯ、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子ども・子育て関連３法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３つの法律。

子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う事業。

母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としている。

子育てのための施設等利用給付

新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね０歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね７時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となったり、病気の回復期で保育所や学校に通わせることができない場合に病院等に付設された専用スペースにおいて看護師や保育士等が保育する事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【数字／英字】

１号認定

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定の子ども以外のもの。（内閣府　子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

２号認定

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府　子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

３号認定

満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府　子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

南知多町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和２年３月
発行：南知多町　厚生部　福祉課
住所　〒470-3495　愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18
電 話：(0569) 65-0711(代表)